

幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会 別冊2

幼児教育・保育の無償化に関する 自治体向けFAQ

【2019年5月30日版】

本FAQは、幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【2019年2月26日版】にお示ししたものに、カテゴリーの再編、内容の追加及び一部修正を加えたものです。(備考欄に記載)

このFAQは、2019年5月30日現在の状況における回答であり、今後も問や回答について変更がありうる旨をご了承いただきたい。

幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【第2019年5月30日版】「目次」

1. 幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業について……………P 1～
2. 幼児教育・保育の無償化の上限額等……………P 5～
3. 特定子ども・子育て支援施設等の確認……………P 7～
4. 施設等利用給付認定……………P 9～
5. 施設等利用費の給付……………P 13～
6. 教育・保育給付、就園奨励費等……………P 18～
7. 預かり保育事業……………P 20～
8. 認可外保育施設……………P 21～
9. 施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設の
基準を定める条例について……………P 23～
10. 一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業……………P 24～
11. 企業主導型保育事業……………P 25～
12. 食材料費等の取扱い……………P 27～
13. 質の向上を伴わない理由のない利用料の引上げ防止について……………P 32～
14. 内閣府令で定める基準等……………P 34～
15. 子ども・子育て支援事業費補助金……………P 36～
16. 臨時交付金……………P 38～
17. 会計基準……………P 39～
18. 就学前の障害児の発達支援……………P 40～
19. その他……………P 42～

【1. 幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業について】

No.	事項	問	答	備考
1	地域型保育事業	地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)は幼児教育・保育の無償化の対象事業になりますか。	地域型保育事業は、子ども・子育て支援新制度における幼稚園、保育所、認定こども園と同様()に、利用料(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。以下同じ。)が無償化の対象となります。 ()3歳から5歳までの子供の利用料(特別利用地域型保育、特定利用地域型保育、国家戦略特別区域小規模保育事業の特定満3歳以上保育認定地域型保育における利用者負担額)が無償。 0歳から2歳までの子供の利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償。	1-1修正
2	一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業	一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の利用が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか。	保育の必要性の認定が必要です。特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。 (注)「特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用している方」又は「特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方」という場合の「認定こども園」は、保育標準時間又は保育短時間での利用を指す。以降の間でも同じ。	1-2修正
3	一時預かり事業	子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業には、一般型、幼稚園型、余裕活用型、居宅訪問型、地域密着型といった類型がありますが、この全ての類型が幼児教育・保育の無償化の対象となるのですか。	どの種類の事業を行っている事業所を利用した場合にも対象となります。 対象者は、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方であって、保育の必要性がある方に限られており、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。 なお、幼稚園、認定こども園(1号)、特別支援学校幼稚部の在籍者が、教育標準時間の利用と併せて当該施設において提供される一時預かり事業を利用する場合については、施設等利用給付においては、幼稚園等の預かり保育事業として扱われ、上限額は月額1.13万円となります。	9-1修正
4	一時預かり事業	2歳の子供を対象として幼稚園で行われる、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業(幼稚園型)は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	保育所等の利用者との公平性の観点から、住民税非課税世帯の子供について、保育の必要性が認められた場合、月額4.2万円を上限額として無償化の対象となります。	9-2修正
5	緊急一時預かり事業	認可外保育施設の利用に対して施設等利用費を受給できる子どもは「保育の必要性があると認定された子供であって、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない者」とされていますが、認可保育所の空きスペース等を活用して実施される緊急一時預かり事業の利用料は施設等利用給付の対象になりますか。	緊急一時預かり事業については、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業の対象とされており、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで施設等利用給付を受けることができます。	9-3修正
6	病児保育事業	病児保育事業を利用した際に、その利用料が幼児教育・保育の無償化の対象になるのはどのような場合ですか。	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も病児保育事業を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。 特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで施設等利用給付を受けることができます。	1-3修正
7	病児保育事業	子ども・子育て支援法に基づく病児保育事業には、病児対応型・病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型(訪問型)、送迎対応という類型がありますが、この全ての類型が施設等利用給付の対象となるのですか。	病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型(訪問型)を行っている事業所を利用した場合に対象となります(送迎対応は加算要件であり、単体で実施される事業ではありません。) また、送迎に要する費用として保護者から徴収している経費は、施設等利用費の対象とはなりません。 なお、対象者は、認可保育所や認定こども園を利用できていない方であって、保育の必要性がある方に限られており、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。	9-4修正

8	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、どのような内容であれば施設等利用給付の対象になるのでしょうか。	ファミリー・サポート・センター事業は、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用してきていない方に対する代替的な措置として、特定子ども・子育て支援施設等に含まれているものであり、原則として、「預かり」が対象となります。「預かり」と併せて利用される「送迎」については、「預かり」と一体的に行われることから施設等利用給付の対象となりますが、「送迎」のみの利用は対象外となります。	9 - 5修正
9	特別利用保育	教育・保育給付第1号認定を受けた子供が、地域に幼稚園や認定こども園がない等の理由で、やむを得ず保育所等を利用する特別利用保育は、幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	教育認定を受けた子供が、地域に幼稚園がない等の理由でやむをえず保育所を利用した場合には、現状の特別利用保育における利用者負担額(政令で定める上限額の範囲で市区町村が具体的な額を設定)の全額が無償化となります。	1 - 4修正
10	へき地保育所	へき地保育所(特例保育を提供する事業所)を利用した場合には幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	教育・保育給付認定を受けた子供が特例保育を提供する事業所を利用した場合には、新制度の幼稚園、保育所、認定こども園と同様()に、利用料が無償化の対象となります。 ()3歳から5歳までの子供の利用料が無償。0歳から2歳までの子供の利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償。	1 - 5修正
11	児童館等で実施する市町村単独事業	近隣に保育施設・事業者がない等の事情で、都道府県や市町村等が児童館等の公の施設内で子どもを預かる事業を行っていますが、こうした施設・事業は幼児教育・保育の無償化の対象になるのでしょうか。	ご指摘のような事業については、専従の職員の配置や設備基準などの一時預かり事業としての基準を満たしている場合には、児童福祉法に基づき一時預かり事業の届出を行うことが考えられます。 また、乳幼児の保育を行うことを目的とした施設について、認可を受けていないものは、一時預かり事業の届出を行っている場合等を除き、認可外保育施設として届け出なければならぬこととされており、公立施設においても届出義務の対象である旨を明確化する予定です。 こうした一時預かり事業や認可外保育施設の利用者であって、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用しておらず、保育の必要性があるものについては、認可保育所の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで、施設等利用給付を受けることができます。	3 - 7から移動
12	延長保育	保育所等で延長保育を利用した際に、その利用料は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も延長保育を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。 なお、延長保育の利用料について、市町村で独自に世帯所得等に応じた軽減を行っている場合もありますが、その在り方は引き続きそれぞれの市町村において決めてください。	1 - 6修正
13	休日保育	休日保育は幼児教育・保育の無償化の対象となるのですか。	子ども・子育て支援新制度では、休日保育が給付化されており、市町村が指定した休日保育所等に対し、休日保育加算を講じています。休日保育は、保護者の多様な勤務形態に応じ、保育標準時間、保育短時間の認定された保育必要量の範囲内で特定の平日に代えて利用されるものであるため、保育料の無償化後も、今までと同様に、休日保育の利用料を徴収することはできません。 なお、通常の保育標準時間・保育短時間外にスポットで利用される保育は、新制度においては延長保育事業又は一時預かり事業に該当すると考えられ、上記の休日保育とは異なります。	1 - 7修正
14	国立大学附属幼稚園等	国立大学附属幼稚園や特別支援学校幼稚部は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	今般の幼児教育・保育の無償化において、幼稚園の費用を無償化することとされており、国立大学附属幼稚園及び特別支援学校幼稚部を利用した場合も、無償化の対象となります。 無償化の上限額は、国立大学附属幼稚園は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成16年文部科学省令第16号)に定められる標準額を踏まえて月額0.87万円、国立大学附属特別支援学校幼稚部は月額0.04万円、私立の特別支援学校幼稚部は月額2.57万円となります(なお、公立の特別支援学校幼稚部では、現在、保育料が徴収されていません。) これらの学校の利用についての無償化に係る手続きは、子ども・子育て支援新制度の対象とはならない私立幼稚園と同様、居住している自治体に行っていただくこととなります。 なお、国立大学附属幼稚園及び国立大学附属特別支援学校幼稚部の利用料(入園料、保育料)に係る無償化で自治体が給付を行う分の費用は全額国が負担することとなります。	

15	企業主導型	企業主導型保育事業は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	<p>企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設として、特定子ども・子育て支援施設等ではないため、施設等利用給付の対象にはなりません。子ども・子育て拠出金(事業主拠出金)によって、3歳から5歳までの子供と、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供の標準的な利用料(1)が無償(2)になります。</p> <p>(1)標準的な利用料とは、企業主導型保育事業における標準的な利用料として補助要綱において示している額のことであり、平成30年度における額は、0歳:月額37,100円、1歳・2歳:月額37,000円、3歳:月額31,100円、4歳以上:月額27,600円となります。</p> <p>(2)ただし、無償化の実施後においても、3歳から5歳までの子供の主食費・副食費については認可保育所と同様に、原則、施設が利用者から徴収することとなります。</p>	1 - 9修正
16	幼稚園利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園と認可外保育施設等を利用している場合、認可外保育施設等は幼児教育・保育の無償化の対象となるのですか。	<p>保育の必要性のある子供が幼稚園(認定こども園(1号)、特別支援学校幼稚部を含む。)と認可外保育施設等を利用している場合、幼稚園及び幼稚園の預かり保育事業の利用料は幼児教育・保育の無償化の対象となります。これに加え、認可外保育施設等を利用する場合についても、一定の要件を満たした場合には施設等利用給付の対象となります。</p> <p>具体的には、在籍する幼稚園が提供している預かり保育事業が、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合には、預かり保育事業だけでは保育ニーズが充足されない場合が強く想定されるため、預かり保育事業に係る施設等利用費の上限額(月額1.13万円。住民税非課税世帯の満3歳児は月額1.63万円)から預かり保育事業に係る無償化の実際の支給額を差し引いた残りの額を上限として、認可外保育施設等の利用も施設等利用給付の対象となります(在籍する幼稚園で預かり保育が提供されていない場合、在籍する幼稚園が上記のいずれかの要件に該当し、預かり保育事業の利用がない場合も含む。)</p>	1 - 10修正
17	認可保育所や認定こども園利用者の認可外保育施設等利用	保育の必要性が認定され、認可保育所や認定こども園を利用している場合、これらの施設に加えて認可外保育施設等を利用した場合であっても幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	<p>特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用している場合は、認可外保育施設等の利用は施設等利用給付の対象にはなりません。</p>	1 - 11修正
18	幼稚園のプレスクール	幼稚園において、満2歳児を対象としたいいわゆるプレスクール(プレ保育)を実施している場合、その園児は無償化の対象となりますか。	<p>満2歳児を対象としたいいわゆるプレスクール(プレ保育)については、一律に幼児教育・保育の無償化の対象とはなりません。保育の必要性のある子供の定期利用を主として対象としているなど、実施の態様に照らして、一時預かり事業や認可外保育施設としての届出を行っている場合には、保育の必要性が認められる住民税非課税世帯の子供は施設等利用給付の対象となります。(月額上限4.2万円)</p> <p>なお、幼稚園併設の認可外保育施設については、これまで児童福祉法施行規則において、届出の対象外としていましたが、今回、一定の要件の下新たに届出の対象とする予定です。</p>	
19	幼児教育類似施設	保育の必要性のない子供が幼稚園や認定こども園以外の幼児教育を目的とする施設を利用する場合、幼児教育・保育の無償化の対象となるのですか。	<p>今般の幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通う子供を対象とするともに、待機児童対策の観点から、認可外保育施設等に通う子供のうち、保育の必要性のある子供についても対象とするものです。</p> <p>したがって、認可を受けていないが、地域や保護者のニーズに応じて教育活動を行っている、いわゆる幼児教育類似施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、当該施設を利用する子供のうち、保育の必要性のある子供については施設等利用給付の対象となる一方、保育の必要性のない子供については施設等利用給付の対象とはなりません。</p> <p>こうした施設に通う保育の必要性のない子どもの保護者負担軽減の在り方については、地域における幼児教育の受け皿として地域の実情に応じて発展してきたものであることを踏まえ、まずは各自治体において検討いただきたいと考えています。</p> <p>「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成30年12月28日関係閣僚合意)においては、「地方自治体によっては、既に独自の取組により無償化や負担軽減を行っているところがある。今般の無償化が、こうした自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。」とされています。</p> <p>国としては、その方策の一つとして、今般の無償化の対象とならない施設の利用についても、地域の教育機会の確保に重要な役割を果たすと認められるものであれば、支援の充実を積極的に検討いただきたいと考えています。</p> <p>地域や保護者のニーズに応える幼児教育類似施設であって、自治体が積極的に支援を行うようなものについては、国としても、地方と協力してどのような支援ができるか検討してまいります。</p>	1 - 13修正

20	幼児教育 類似施設	幼稚園、保育所、認定こども園といった認可を受けていない幼児教育を目的とする施設、いわゆる幼児教育類似施設への支援はどのようなものが考えられますか。	幼稚園、保育所、認定こども園といった認可を受けていないが、地域や保護者のニーズに応じて教育活動を行っているいわゆる幼児教育類似施設に通う保育の必要性のない子供については施設等利用給付の対象とはなっていませんが、こうした施設のうち、各自治体において子育て支援の重要な拠点と判断する施設への支援についても、積極的に検討いただきたいと考えています。その際、例えば、 保育料又は運営費を独自に補助する 幼稚園や地方裁量型認定こども園など法律において質の担保された幼児教育・保育の無償化の対象施設への移行を支援する 地域子ども・子育て支援事業(いわゆる「13事業」)の実施により支援する といった取組が考えられます。特に、国と地方が協力した支援となる 場合には、 1)「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」を通じて認定こども園等への移行に向けた巡回支援を実施し、該当する施設の無償化対象施設への移行を図る 2)地域の子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談・援助等の取組を積極的に実施する場合には「地域子育て支援拠点事業」を委託する 3)「一時預かり事業(一般型や地域密着 型)」を委託して運営費支援を行い保護者負担軽減につなげる といった取組も考えられます。 令和2年度以降については、各地方自治体の取組状況を踏まえつつ、国としても、地方と協力してどのような支援ができるか引き続き検討しています。	
21	幼児教育 類似施設	各種学校は幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	今般の幼児教育・保育の無償化は、これまでの段階的な無償化の取組を一気に加速し、法律により幼児教育の質が制度的に担保された施設であり、広く国民が利用している幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化するとともに、保育の必要性のある子供については、認可外保育施設等の費用も幼児教育・保育の無償化の対象とするものです。 各種学校については、 幼児教育を含む個別の教育に関する基準とはなっておらず、多種多様な教育を行っており、法律により幼児教育の質が制度的に担保されているとは言えないこと、 また、学校教育法に基づく教育施設については、児童福祉法上、認可外保育施設には該当しないことから、今般の無償化の対象とはなりません。	1 - 14修正
22	幼児教育 類似施設	インターナショナルスクールは幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	インターナショナルスクールについては、法令上の定義はなく、その設置形態等は施設によって様々であり、今般の幼児教育・保育の無償化の対象となるかは、それぞれの施設の設置形態や保育の必要性等によって異なってきます。 例えば、幼稚園としての認可を受けていれば、無償化の対象となりますし、認可を受けていなくても、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については施設等利用給付の対象となります。一方、各種学校については、No.21の通り、今般の幼児教育・保育の無償化の対象とはなりません。	1 - 15修正
23	自治体独自の 対象事業類型 の除外	例えば幼児教育・保育の無償化の対象となる事業類型から子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)のみを除外するなど、自治体において独自に対象となる事業類型の範囲を狭めることは可能ですか。	今回の幼児教育・保育の無償化は、全国一律の制度として実施するものであり、無償化の対象となる事業類型についても、地域間での公平性の観点から、独自に除外することはできません。 なお、地域によっては、そもそもファミリー・サポート・センター事業を実施していない場合も考えられますが、この場合に同事業の実施を求めるものではありません。	1 - 16修正
24	広域利用	居住している市町村とは異なる市町村の認可外保育施設を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	保育の必要性の認定があり、認可保育所に入ることができない場合の代替措置として認可外保育施設を利用した場合は、居住している市町村とは異なる市町村の施設の利用についても、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)を上限として、無償化の対象となります。	1 - 17修正
25	広域利用	居住している市町村とは異なる市町村の新制度未移行の幼稚園を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	居住している市町村とは異なる市町村の新制度未移行の幼稚園を利用した場合についても、その利用料について、月額2.57万円を上限として施設等利用給付の対象となります。保育の必要性の認定がある場合には、預かり保育事業についても月額1.13万円を上限に施設等利用給付の対象となります。	1 - 18修正
26	保育所等の 私的契約児	保育所等における私的契約児は無償化の対象となりますか。	「私的契約」は、認可保育所または地域型保育事業が、市町村の利用調整の結果、入所児童が決定した後になお受け入れ可能な場合で、保育の必要性のない子どもも含め、保護者との私的な契約により受け入れるものです。この場合、市町村は施設型給付等を支給せず、利用者負担額の算定も行わないため、保育に要する費用は、基本的に施設・事業と保護者の契約によります。 このような場合、利用している子どもがたとえ認定子どもの場合であっても、市町村が施設型給付等を支給していないことから、基本的に幼児教育・保育の無償化の対象者ではなく、利用者負担額については、専ら施設・事業と保護者の契約によります。	
27	外国籍の 子ども等	外国籍の子どもや米軍基地内の子どもは無償化の対象となりますか。 (自治体向けFAQ[第17.2版]No.37と関連)	子ども・子育て支援新制度に基づく支援の対象は、日本国籍の有無、戸籍・住民登録の有無にかかわらず、当該市町村での居住の実態があれば、米軍基地内に居住する場合を含め対象としており、幼児教育・保育の無償化についても、この考え方が変わるものではありません。	

【2. 幼児教育・保育の無償化の上限額等】

No.	事項	問	答	備考
28	認可保育所以外の上限額	保育の必要性があると認定され、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用してきていない方が、一般的にいう認可外保育施設、自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育、病児保育事業やファミリー・サポート・センター事業を利用する場合、幼児教育・保育の無償化の上限額はいくらですか。	保育所等の利用者との公平性の観点から、3歳から5歳までの子供については、認可保育所における月額保育料の全国平均額である月額3.7万円、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供については月額4.2万円が施設等利用費の上限額となります。	2-1修正
29	未移行幼稚園の上限額	子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園と、新制度未移行の幼稚園では、幼児教育・保育の無償化の上限額に違いはありますか。	子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園は、教育・保育給付第1号認定子どもの利用者負担額の全額が無償化となります。新制度に移行していない幼稚園の場合は、各園による自由価格であり、新制度の幼稚園との公平性の観点から、教育・保育給付第1号認定子どもの利用者負担額の上限である月額2.57万円を上限として無償となります。	2-2修正
30	未移行幼稚園の上限額	新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より安い場合、差額(例えば利用料が月額2万円の場合は5,700円)を他のサービスの幼児教育・保育の無償化に利用することはできますか。	今般の幼児教育・保育の無償化は、教育・保育の必要性に応じて個人に必要とされる教育・保育に係る利用料を無償化することとしています。 このため、新制度未移行の幼稚園においては、「月額2.57万円分を無償化」するのではなく、「幼稚園の利用料を無償化する」という考え方に立って、新制度の幼稚園との公平性の観点から月額2.57万円という上限を設けているという考え方であるため、利用料が月額2.57万円よりも低い場合でも2.57万円との差額を他のサービスの無償化に利用することはできません。	2-3修正
31	未移行幼稚園の上限額	新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より高い場合、その差額(例えば利用料が月額3万円の場合は、4,300円)は自己負担になりますか。	新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より高い場合、その差額は自己負担になります。	
32	預かり保育事業の上限額	保育の必要性があると認定され、幼稚園と幼稚園の預かり保育事業を利用する場合、幼稚園の預かり保育の施設等利用費の月額上限額はいくらですか。	保育所等の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)から、幼稚園保育料の無償化上限額(月額2.57万円)を差し引いた額(月額1.13万円)が預かり保育事業(認定こども園(1号)、特別支援学校幼稚部を含む。)の無償化上限額となります。 なお、給付の適正を図るため、無償化の支給額の算定については、実際の預かり保育の利用量に応じた計算とすることとしています。具体的には、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を毎月と比較して、少ない方が支給額となる仕組みとなります。 (参考)ある月の支給額算定方法(例) ・ 預かり保育の利用料として園に支払った額の月内総額: A円 ・ 支給限度額: 利用日数 × 日額単価(450円) = B円(上限:11,300円) A円とB円のうちいずれか小さい方を保護者に対して支給	2-5修正
33	預かり保育事業の上限額	幼稚園等利用者が認可外保育施設等を使用する際の施設等利用費の考え方、費用の充て方(計算式)はどのようになるでしょうか。	幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合や、預かり保育事業が十分な水準ではない場合に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となりますが、その給付上限額は、預かり保育事業の無償化上限額(月額1.13万円、いわゆる満3歳になった日から最初の3月31日までの入園児の住民税非課税世帯は月額1.63万円)から、預かり保育事業の無償化給付額を差し引いた額となります。 (参考)ある月の給付額算定方法(例) (預かり保育事業の給付額算定) 預かり保育事業の利用料として園に支払った額の月内総額: 6,000円 支給限度額: 利用日数(15日) × 日額単価(450円) = 6,750円 預かり保育事業の給付額は6,000円 (当月の認可外保育施設等の利用に係る給付限度額) 11,300円 - 6,000円 = 5,300円 (認可外保育施設等の給付額) 認可外保育施設等の利用料として支払った額の月内総額: 15,000円 支給限度額: 5,300円 認可外保育施設等の給付額は5,300円	

34	預かり保育事業の上限額	幼稚園の預かり保育事業について、長期休業期間中の利用が月額上限額を超過する場合がありますが、施設等利用費の支給は月額上限額×12か月の範囲内であれば、当該月のみ月額上限額を超過してもよいでしょうか。	年単位(年度単位)ではなく、各月毎に、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となります。したがって、長期休業期間中など、無償化の月額上限額を超過した月があった場合でも、他の月の無償化上限額で超過分を補填することはできません。(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部も同じ。)	2 - 6修正
35	預かり保育事業の上限額	新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より低い場合でも、預かり保育事業の施設等利用費の月額上限額は1.13万円ですか、それとも3.7万円と利用料との差額(例えば月額1.7万円の幼稚園を利用している場合、3.7万円 - 1.7万円 = 2万円)ですか。	幼稚園の保育料(教育標準時間部分)と預かり保育事業の利用料は、区分して管理することとなりますので、その場合も、月額1.13万円が預かり保育事業の施設等利用費の月額上限額となります。 なお、給付の適正を図るため、施設等利用費の算定については、実際の預かり保育事業の利用量に応じた計算とすることとしています。具体的には、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となる仕組みです。 (参考)ある月の支給額算定方法(例) ・ 預かり保育事業の利用料として園に支払った額の月内総額：A円 ・ 支給限度額：利用日数×日額単価＝B円(上限：11,300円) A円とB円のうちいずれか小さい方を保護者に対して支給	2 - 7修正
36	預かり保育事業の上限額	保育の必要性を認定された住民税非課税世帯の子供が、年度途中で3歳になり幼稚園に通っている場合、幼稚園の預かり保育事業は幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。また、その場合の上限額は何円ですか。	年度途中で満3歳となり幼稚園に入園した子供が利用する預かり保育事業については、保育の必要性があり市町村住民税世帯非課税の場合に、施設等利用給付第3号認定を受けることにより、施設等利用給付の対象となります。 その場合の預かり保育事業の施設等利用給付の上限額は、認可保育所における保育料の全国平均額(月額4.2万円)から、幼稚園利用料の無償化上限額(月額2.57万円)を差し引いた額(月額1.63万円)となりますが、預かり保育事業については満3歳とその他の3歳から5歳までで保育料が異なるといった事情がないため、満3歳についても3歳から5歳までの場合と同じ日額単価(450円)で、利用量に応じた支給額の計算を行うこととなります。	2 - 8修正
37	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	施設等利用給付の第2・3号認定を受けている新制度未移行幼稚園利用者が、当該幼稚園や在籍園が実施する預かり保育事業にかかる施設等利用給付を受けず、月額3.7万円(第3号認定の場合は4.2万円)を上限として認可外保育施設等の施設等利用給付を受けることは可能ですか。	幼稚園(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部を含む。)の利用者のうち、保育の必要性が認められ施設等利用給付の第2号又は第3号の認定を受けた者は、幼稚園及び幼稚園の預かり保育事業の利用料が施設等利用給付の対象となります。 これに加え、在籍する幼稚園が提供している預かり保育事業が、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満のいずれかに該当する場合には、幼稚園の利用料を幼児教育・保育の無償化の対象とする前提で、預かり保育事業の施設等利用費上限額から預かり保育事業の施設等利用費を差し引いた額を上限として、認可外保育施設等の利用料も施設等利用給付の対象となりますが、幼稚園等の利用料にかかる給付を受けず、月額3.7万円(3号認定者は月額4.2万円)を上限として認可外保育施設等の利用料にかかる施設等利用費を受けることはできません。	

【3. 特定子ども・子育て支援施設等の確認】

No.	事項	問	答	備考
38	市町村への確認申請	認可外保育施設など、今回新たに幼児教育・保育の無償化の対象となる施設や事業について、児童福祉法に基づく届出だけではなく、市町村に確認の申請を行う必要があるのはなぜですか。	市町村が施設等利用給付を行うにあたり、対象施設等に求める基準(教育・保育等の質に係る基準)を満たしているかどうか、市町村が把握(確認)する必要があり、施設・事業者は確認のための申請を市町村にする必要があります。 この場合、未移行の幼稚園、特別支援学校、一時預かり事業については、関係法の設置基準や事業基準が適用され、市町村は、適法な認可や届出がなされた施設・事業かどうかを確認することとなります。 幼稚園の預かり保育事業については、幼稚園教育要領に準じて実施されていることや必要な職員配置を行っていること等が市町村の確認に係る基準となりますが、これは認可された幼稚園であれば十分満たすことができる基準であり、また各幼稚園の設置者・認可権者が通常の指導監督の過程において遵守を徹底するものです(No.121参照)、市町村においては、認可権者による指導監督により同基準が満たされることを前提として、書面上の確認で足りることとなります()。 また、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業については、市町村は、対象施設等が現行の指導監督基準や地域子ども・子育て支援事業を行う際に求めている基準と同様の内容を満たしているか確認することとなり、例えば、認可外保育施設については、市町村は、都道府県から提供される情報も活用し、児童福祉法に基づく届出がなされた施設かどうかや指導監督基準を満たした施設かどうかを確認します。(5年間の経過措置期間中は届出がなされた施設かどうかの確認のみ。) 市町村は、確認を行った施設について、その施設に通う子供の無償化給付を行うこととなります。 なお、未移行幼稚園や特別支援学校については、施行日にこの確認を行ったとみなされますので、新たに確認のための申請を行う必要はありませんが、施行日まで一定の書類を所在地市町村に提出していただく予定です。 ()幼稚園の預かり保育事業については、今後、別途一時預かり事業(幼稚園型)と同様の基準を満たすよう求めることとしておりますが、これは預かり保育事業の質の確保・向上のために実施するものであり、各幼稚園の設置者・認可権者が通常の指導監督の過程において遵守を徹底するものです(No.121参照)。	5 - 1修正
39	市町村の関与	市町村は、特定の施設や事業について、調査や勧告を行ったり、無償化の給付を停止するなど、必要に応じて関与することは可能ですか。	市町村は、必要に応じて、対象施設等の調査、勧告、支給の停止ができることとしています。	5 - 4修正
40	市町村の関与	市町村は、公立施設に関しても、確認の申請や審査を行う必要がありますか。	市町村が設置する公立施設等の確認については、その市町村の判断により申請・審査の手続きを簡素化して差し支えありません。	
41	簡易な確認手続き	実務フローにおいては、市町村が実施する一時預かり事業・病児保育事業と、子育て援助活動支援事業は、市町村が実施主体となることから、それぞれ市町村は簡易な確認手続きをすることができるとされていますが、具体的にどのような手続きが考えられますか。	地域子ども・子育て支援事業など市町村又はその委託を受けた者が実施する一時預かり事業と病児保育事業については、例えば、市町村自身が実施する場合は、担当課同士で事業内容を確認した上で、問題がなければ公示手続きにおける決裁等で代用することが考えられます。また、市町村の委託を受けた者が実施する場合には、地域子ども・子育て支援事業の委託契約の際や、法施行時等に、事業者の簡易な確認申請方法として、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」のみの提出を受ける(別紙の提出は求めない)手法が考えられます。 また、子育て援助活動支援事業については、緊急救命講習、事故防止に関する講習が適切に実施されているかどうか確認することが主たる目的ですが、法第7条第10項第8号において、市町村が実施するものであること(内閣府令で、市町村又はその委託等を受けた者が行うものであることを規定する予定)としており、確認の申請は、市町村自身が実施する場合には、市町村内の担当部局間において、研修の実施状況など基準適合の状況などを確認し、公示手続きの決裁をもって確認を代用することが考えられ、委託等を受けた者が行う場合は、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」のみの提出を受けることが考えられます。	
42	広域利用	居住者が他の都道府県や市区町村に所在する幼稚園等の預かり保育事業を利用する場合、利用者が居住する市区町村は同事業の確認情報をどのように把握すれば良いですか。	市区町村が施設等利用費の支給に係る事業として、施設からの申請に基づき預かり保育事業を確認した場合、市区町村は遅滞なく公示する必要があります。また、市区町村が確認した情報は、指導監督権者である都道府県等に共有いただき、都道府県は域内の市区町村に確認の情報を共有していただくこととしております。 このため、預かり保育事業の利用者が居住する市区町村は、県内他市区町村の預かり保育事業の確認等の情報については、都道府県より提供を受けるとともに、仮に県外の他市区町村の幼稚園等の預かり保育事業の情報把握が必要となった場合には、上記の公示された情報により把握することとなります。	
43	都道府県保有情報の活用	施設の確認をする際に、都道府県が持っている情報を活用することはできますか。	例えば、認可外保育施設の確認に際しては、都道府県が届出等により把握した情報を活用することが想定されます。こうした際に、必要に応じて、都道府県に協力を求められる旨の規定があります。(第58条の12)	

44	預かり保育事業の確認	預かり保育事業について、確認申請を審査した結果、関係する内閣府令で定める基準を満たしていないことが明らかな場合は、確認ができないことから、同事業は施設等利用費の対象外となるのですか。	幼稚園が実施する預かり保育事業については、認可権者等の所轄庁による指導監督により内閣府令で定める基準が満たされていることを前提として、書面による確認で足りることとしており、基本的に全ての園がこの基準を満たすことを想定しています。仮に、申請時に当該基準を満たさないことが明らかな場合であっても、その状況を所轄庁に報告した上で、その指導監督等により基準を満たしていただくことが基本となりますが、それでもなお基準を満たさない場合には、特定子ども・子育て支援施設等として確認はできないこととなります。
45	預かり保育事業の確認	一旦、確認した預かり保育事業について、内閣府令で定める基準を満たさないことが判明した場合、確認を取り消すこととなるのですか。	内閣府令で定める預かり保育事業の基準は、認可権者等の所轄庁による指導監督により満たされていることを前提としており、仮に確認した後に同基準を満たさないことが明らかになった場合であっても、直ちに市区町村が確認を取り消すのではなく、まずは所轄庁により同基準を満たすよう指導していただくとともに、必要に応じて子ども・子育て支援法に基づく勧告・命令を行っていただくこととなります。 ただし、例えば、所轄庁の再三にわたる指導や同法に基づく勧告・命令にも関わらず、事業者が同基準を満たす意向を示さないなど、将来的にも同基準を満たすことが全く見込まれない場合は、確認を取り消すこともやむを得ないものと考えます。
46	預かり保育事業の確認	預かり保育事業の確認に関する内閣府令で定める基準は、保育を必要とする者(無償化の対象者)を受け入れていない施設においても満たすことが必要ですか。	預かり保育事業の質を担保する観点から、幼稚園教育要領等の解釈の一環として、内閣府令で定める基準等の内容について、所轄庁から指導監督いただくよう通知を発出する予定であり、保育を必要とする者を受け入れていない施設についても、同様の基準を満たすことが望ましいと考えております。
47	預かり保育事業の確認	預かり保育事業の確認の基準として、担当職員が「専ら預かり保育事業に従事する」というものがありますが、これは専任の職員の雇用を求めるものですか。	「専ら預かり保育に従事する」とは、担当職員が預かり保育事業に従事している時間は、預かり保育事業に専従するという意味であり、その他の時間に他の業務に従事することを妨げるものではありません。このため、例えば、教育課程担当職員が午前中は教育課程上の活動を担当し、午後は預かり保育事業を担当するような運用も可能です。 この場合、校務分掌や発令等により担当を明確にしておくことのほか、特に新制度幼稚園が一時預かり事業も受託している場合などにおいて、公定価格において必要教員として措置されている常勤職員を一時預かり事業の配置職員として二重で計上するなど、公費の二重給付とならないよう御対応いただくことが必要となることに御留意ください。
48	未移行幼稚園の確認	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則第3条に、新制度未移行幼稚園・特別支援学校は、法の施行日に確認があったものとみなすとしてありますが、この「みなし確認」について市町村は具体的にどのような手続きを行えばよいですか。	改正法附則第3条のとおり、未移行幼稚園と特別支援学校については、施行日に確認を行ったとみなすため、基本的に確認手続は不要ですが、市町村は最低限度、法の施行日までに「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(別添「確認参考様式その0」)」と、学校教育法による「認可を証する書類の写し」の提出を求めるものとし、その他市町村が必要と判断する書類を求めることは差し支えないものとします。 この「認可を証する書類の写し」とは、各都道府県が定める規則等に基づき、都道府県が認可を決定した際に申請者に通知した書面の写し等を想定しております。ただし、設置が古い園などで該当する書類を準備できない場合、市区町村は、都道府県が公表している設置認可の情報等を活用することも構いません。 なお、国立大学附属幼稚園等については、法令により学校教育法上の幼稚園であることが明らかであることから、国立大学法人法施行規則別表第二に記載されている一覧により確認していただきたいと思いますと考えております。
49	事業開始前の届出の促進方策	児童福祉法第59条の2による認可外保育施設事業者の届出が事業開始後となり、事業開始日から当該施設を利用している施設等利用給付認定保護者が、事業開始日から届出日までの間は施設等利用費の給付が受けられないことにならないよう、認定保護者の利益を鑑み、国として事業開始前の届出を促進する方策等はないのでしょうか。	事業者の届出手続が遅れること等により、保護者の受給権が不当に制限されることがないように、10月の施行に向けて周知を行ってまいります。
50	在日米軍基地内での取扱	米軍基地内にある認可外保育施設などは、所在地市町村の確認を受けたり、都道府県等への届出を行うことができますか。	保育を行うこと等を目的とした施設について、認可を受けていないものは、親族間の預かりの場合等を除き、認可外保育施設として届け出なければならないこととされており、ご指摘のような施設についても届出を行う必要があります。

【4. 施設等利用給付認定】

No.	事項	問	答	備考
51	保育の必要性の認定対象外者の取扱	保育の必要性の認定の対象とはならない場合(例:専業主婦家庭等)、どのような施設の利用が幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	3歳から5歳までの子供について、幼稚園、認定こども園(4時間相当分)は無償化の対象となります。なお、この場合、預かり保育は無償化の対象となりません。このほか、就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)も無償化の対象となります。	1 - 12修正
52	就学猶予の取扱	就学猶予により、6歳以上児が認可保育所や幼稚園等を利用した場合は、幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	現行の施設型給付等や就園奨励費補助についても、就学猶予の場合は、6歳以上児についても給付の対象となっているのと同様に、未移行幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等についても、施設等利用給付の対象となります。	1 - 20修正
53	幼稚園等の無償化対象期間	3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化の開始年齢は、満3歳になった日からですか。満3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。	今回の幼児教育・保育の無償化では、小学校就学前の3年間分の保育料を無償化することを基本的な考え方としております。このため、保育所等を利用する子供について、年度途中で満3歳になっても、翌年度の4月からの利用料が無償化され、また、年度途中で満6歳になっても、その年度の3月までの利用料は無償となります。これは、就学前の障害児の発達支援においても同様です。 一方、幼稚園については、学校教育法上、満3歳(3歳になった日)から入園できるとされている。満3歳児は翌年度の4月を待たず年少クラスに所属する場合も多い、現行の幼稚園就園奨励費も満3歳から補助対象としている、といった他の施設・事業にはない事情を踏まえ、満3歳になった日から無償化の対象となります(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚園部を含む)。 ただし、幼稚園の預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度(4月)からが施設等利用給付の対象となります。	1 - 21修正
54	階層判定の要否	幼児教育・保育の無償化の実施後も、3歳から5歳までの子供の利用者負担額の階層判定は必要ですか。	3歳から5歳までの子供の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用においては、今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料の算定にあたっては階層区分の判定は不要となりますが、副食費の免除等にあたって、所得情報の確認が必要となります。	
55	個人番号や住基ネットの活用	施設等利用給付認定の際に、対象者の確認や、食材料費を施設による徴収としたこと等に伴う所得確認事務において、個人番号(マイナンバー)や住基ネットを利用することができますか。	今般の改正により、番号法別表第1及び住民基本台帳法別表第2及び別表第4に、現行の「子供のための教育・保育給付の支給に関する事務」に加え、「子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務」が加えられ、改正法の公布と併せて下位法令の手当も行う予定であることから、これら事務の処理のために個人番号や住基ネットを利用することは可能です。 また、食材料費を施設による徴収としたこと等に伴う所得確認について、同一市町村内における、いわゆる「庁内連携」については、子ども・子育て支援法の改正法の施行の日から利用可能となります。 一方、市町村をまたぐ情報連携については、データ標準レイアウトの整備等所要の準備が必要になりますので、令和3年6月以降の予定です。なお、データ標準レイアウトの整備がなされるまでの間においては、公用照会を活用するなど、申請者に添付書類を求めるのは最小限にするよう配慮をお願いします。	3 - 16修正
56	追加認定	幼稚園や認定こども園において、教育・保育給付認定第1号認定を取得した子供が利用する預かり保育事業が施設等利用給付の対象となるためには、別途、施設等利用給付第2・3号認定が必要になるのですか。	教育・保育給付第1号認定を取得して幼稚園や認定こども園を利用している子供の場合、預かり保育事業が無償化の対象となるためには、当該第1号認定に加えて、施設等利用給付第2号又は第3号認定が必要となります。	4 - 1修正
57	みなし認定	既に教育・保育給付第2・3号認定を取得した子供が認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等を利用する場合、無償化の対象となるためには、別途、施設等利用給付第2・3号認定が必要になるのですか。	すでに教育・保育給付第2・3号認定を取得している場合、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等の無償化について、新たな認定を申請する必要はありません。この場合、現在取得している教育・保育給付第2・3号認定を施設等利用給付第2・3号認定とみなすこととしています。	4 - 2修正
58	認定事由	幼稚園の預かり保育事業や認可外保育施設を利用して施設等利用料の支給を受ける場合の施設等利用給付第2・3号認定の基準は、教育・保育給付第2・3号認定と全く同一にする必要がありますか。自治体の判断で差を設けることは可能ですか。 また、保育の必要性の認定事由は、教育・保育給付第2・3号認定と施設等利用給付第2・3号認定とで考え方や取り扱いが異なるものはないのでしょうか。	幼稚園の預かり保育事業や認可外保育施設については、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業に入るのできない場合の代替措置として今回幼児教育・保育の無償化の対象となったことを踏まえると、教育・保育給付第2・3号認定を取得可能であるにもかかわらず、これらが無償化の対象とならないといった事態は避ける必要があります。 したがって、施設等利用給付第2・3号認定の基準は、基本的に教育・保育給付第2・3号認定の基準と同等のものとする必要があり、自治体の判断でこの差を設けることはできません。法においても、施設等利用給付第2・3号認定の保育の必要性については、現在の保育認定に係る事由をそのまま引用する形で定められています。	4 - 3修正
59	認定事由	法で施設等利用給付認定には、教育・保育給付認定のように保育の必要性に応じた保育標準時間・短時間等の考え方はありませんが、短時間・標準時間で分けて認定することが必要はないのですか。	無償化の要件として、短時間・標準時間を分けて認定する必要はありません。	4 - 6修正

60	認定事由	保育の必要性の事由が「求職中」の場合の施設等利用給付認定の認定事由の確認はどのように行うのでしょうか。	施設等利用給付認定における求職活動による保育の必要性の認定については、教育・保育給付認定と同じ方法で行うこととなります。 両認定における求職活動の確認方法等については、今後、子ども・子育て会議において、議論を行うこととしています。	
61	認定事由	幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費を受給するためには、認可保育所等へ入所申込みを行い入所できなかったことが要件となるのですか。 また、施設等利用給付認定の取得が要件となるのですか。	幼稚園の預かり保育事業が施設等利用給付の対象となるためには、教育・保育給付第2号認定か、施設等利用給付第2・第3号認定のいずれかの保育の必要性の認定が必要となります。 施設等利用給付第2・3号認定の基準は教育・保育給付第2号認定の基準と同等の内容となります(満3歳以降最初の3月末日までの満3歳入園児については、住民税非課税世帯に限り施設等利用給付第3号認定を受けることができます。)	4 - 4修正
62	認定事由	認可外保育施設の施設等利用費を受給するためには、認可保育所等へ入所申込みを行い、入所できなかったことが要件となるのですか。教育・保育給付第2・3号認定の取得や保留通知が必要ですか、それとも施設等利用給付第2・3号認定でよいのでしょうか。	認可外保育施設において、保育の必要性があると認定され、無償化の対象となる方については、基本的には既に教育・保育給付第2・3号認定を取得し、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業の入所申込みを行った方であると考えています。 ただし、保育の必要性はあるものの、認可保育所では就労している時間帯(例えば、深夜帯)の保育が行われていないなどの理由で、認可保育所に入所することをあきらめ、保育の利用申込み自体を行わず、認可外保育施設を利用する方が一定程度存在することを踏まえ、教育・保育給付の第2・3号認定を取得している方に加え、施設等利用給付の第2・3号認定を取得した方についても、無償化の対象としています。 一方で、施設等利用給付の認定のみを申請する者については、利用申し込みを行わなかった理由を把握し、認可保育所等の利用につなげる方策を検討することが望ましいことから、申請時に申請者(幼稚園利用者を除く。)から、認可保育所等の利用申し込みを行わなかった理由を添付いただくこととしています。	4 - 5と4 - 8を 統合
63	認定事由	認定保護者が施設等利用給付認定を申請する際、市町村の判断で保育所の利用保留通知を求めるなどの運用は認められるのでしょうか。	申請手続きに当たって、自治体の判断により、まずは認可保育所等の利用を促すことも可能です。 なお、このような手続きについては、あくまでも保護者に対する行政指導という位置づけであり、行政指導を行ってなお、保護者が認可保育所の申し込みを拒み、新2・3号認定の取得申請を行う場合には、断ることはできません。	7 - 7修正
64	認定の変更・取消	教育・保育給付認定においては、認定区分に変更が生じる場合に、保護者が変更の認定の申請をするか、市町村が職権により変更の認定をすることとされていますが、施設等利用給付認定においても同様ですか。 また、施設等利用給付認定において、法第30条の4第3号に定める市町村民税世帯非課税の要件に該当しなくなった場合等のほか、非課税保育の必要性の認定事由がなくなった場合は、市町村はどのように対応するのでしょうか。	施設等利用給付認定子どもについても、法第30条の8及び施行規則により、認定区分や認定期間の変更等については、基本的に保護者からの認定の変更の申請を受けるか、市町村が必要と認める場合には、職権による変更の認定を行うことが可能です。 また、法第30条の9第1項のように、満3歳未満の施設等利用給付第3号認定子どもが第30条の4第3号に掲げる要件に該当しなくなった場合や、法施行令に定める取消事由に該当する場合には、市町村は認定を取り消すことができますが、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合については、認定保護者の申し出によるほか、法第30条の7に定める届出に対する市町村の保育の必要性の確認により、認定が取り消される場合が考えられます。	
65	職権による認定の変更	施設等利用給付第3号認定を受けている者が、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した後も引き続き施設等利用費の給付を受ける場合、利用者から2号認定にかかる申請が必要となりますか、それとも市区町村の職権により2号認定へ切り替えることが可能ですか。	法第30条の8第4項により、施設等利用給付第3号認定子どもの認定区分を第2号に変更する必要がある場合は、市町村は職権で変更の認定を行うことができます。	
66	職権による認定の変更	施設等利用給付第2号認定について、現況確認の結果、保育の必要性がなくなった場合は認定を取り消すこととなるが、その認定子どもが、例えば新制度に未移行の幼稚園を利用することとなった場合に、自治体の職権で第2号から第1号に認定の切り替えを行うことは可能ですか。	職権による認定の変更は、法第30条の8第4項にある第3号認定子どもに対する第2号認定への変更の認定のほか、市町村が必要と認める場合に行うことが可能です。質問のような第2号から第1号への切り替えについても、市町村が必要と認める場合は、職権による認定の変更が可能です。	
67	現況確認	教育・保育給付第2・3号認定の場合、保育の必要性の理由については、毎年の届出の提出を求める必要がありますが(法施行規則第9条)、施設等利用給付認定の場合も同様でしょうか。	施設等利用給付第2号・第3号認定の場合も、引き続き保育の必要性が継続しているかどうかを確認するため、毎年の届出の提出を求める必要があります。	

68	保育の必要性の確認	教育・保育給付認定においては、特定教育・保育施設等を利用していない場合には、年度が変わっても保育の必要性を再確認していませんが、幼児教育・保育の無償化が実施されても、保育の必要性の再確認については、これまでと同様の運用でよいのでしょうか。	制度論として、保育の必要性の確認に係る現況確認については、公正かつ適正な支給の確保に支障がない場合を除き、毎年度実施する必要があります。またその確認は利用開始日までに行う必要があります。しかしながら、認定保護者は市町村に報告なく特定子ども・子育て支援施設等を利用し、認定期間内であることをもって市町村に施設等利用費を請求することが容易に想定されるため、上記のような運用は現実的に困難であることも考えられます。こうしたことから、子ども・子育て支援法第30条の3の規定により準用する第13条では、施設等利用費の支給のため必要な範囲で保護者に報告等を求めることが可能であり、同法第24条及び同法施行令第3条では、虚偽報告等は教育・保育給付認定の取消事由としていることを踏まえ、例えば、当該年度の現況届がない者については、市町村が施設等利用費の支払いまでに就労や疾病等の状況の報告を求めるなど運用方法の工夫により、認定保護者・市町村の双方が柔軟に対応できるものにしていただきたいと思います。
69	育児休業時の認定取消	教育・保育給付認定においては、認定保護者が育児休業を取得した場合に保育の必要性はないものの保育の継続性の観点から教育・保育給付認定の取り消しを行わない市町村が多くありますが、施設等利用給付認定においても、これと同様の考え方で差し支えないのでしょうか。	施設等利用給付認定においても、法施行規則において、当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定子ども・子育て支援施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定子ども・子育て支援施設等を引き続き利用することが必要と認められる場合について、保育の必要性の理由としています。なお、基本的に保育の必要性の理由については、教育・保育給付認定と施設等利用給付認定に違いを持たせることは好ましくないことと考えます。
70	就労時間の取扱い	保育の必要性を認定する場合について、教育・保育認定では、法の施行から10年間は就労時間に係る要件を月48時間から64時間の範囲内で市町村ごとに規定することとしていますが、施設等利用給付認定においても、同様の取り扱いとなるのでしょうか。	お見込みの通りです。就労時間に係る要件について、教育・保育認定と施設等利用給付認定に違いを持たせることは好ましくありません。
71	認定手続き	幼稚園の預かり保育事業利用者における施設等利用給付第2・3号認定の事務は誰がどのように行うのですか。	現在、子ども・子育て支援新制度の幼稚園で行われている教育・保育給付第1号認定の申請と同様に、保護者が「保育の必要性の認定」（施設等利用給付第2・3号認定に係る申請を在籍圏を経由するなどして在住市区町村に対して申請し、市区町村から認定通知書の交付を受ける」といった事務となります。新制度の幼稚園も、新制度未移行の幼稚園も手続は共通のものと考えています。
72	認定を申請する保護者の居住地等	認定子どもの保護者が事情により住民票を以前の居住地に残している、認定子どもを両親が養育できず祖父母が監護している等の場合、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給は、どこの市町村が行うのでしょうか。（教育・保育給付認定子どもについても同様、自治体向けFAQ[第17.2版]No.150-2と関連）	法第30条の5第2項において、施設等利用給付の認定は、保護者の居住地の市町村が行うものとしており、居住地を有しないときや明らかでないときは、保護者の所在地の市町村が行うものとしています。青年に達しない子は、父母の親権に服し(民法第818条第1項)、親権を行う者は、子の監護をする義務を負っている(同法第820条)ことから、行方不明、受刑、疾病等の理由により「父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う」(同法第818条第3項)こととならない限り、父母は原則として「子どもを現に監護する者」であり、子ども・子育て支援法第6条第2項の「保護者」に当たるといえます。そのため、婚姻関係の破たんしていない一時的な別居、単身赴任、養育費の不払い等の事情のみで、「保護者」に当たらなくなるわけではありませんが、最終的には、どの程度子の監護を行っているか(関わっているか)という点を確認し、各家庭の御事情を十分踏まえたうえで、御判断ください。
73	みなし認定対象者への通知	教育・保育給付第2号認定又は第3号認定を受けている子どもが、施設型給付費等の支給を受けていない場合は、「みなし認定」の対象となり、施設等利用給付認定の申請は不要としておりますが、これにより施設等利用給付認定子どもになったことを認定子ども及び保護者に通知する必要はありますか。	法第30条の5第7項では、申請手続きの簡略化の観点から、既に教育・保育給付認定を受けている保護者については、施設等利用給付認定の申請を要せず、施設等利用給付認定をおこなったとみなすこととしています。この場合においても、同条第3項に基づき、市町村はみなし認定を行った対象者に対して、認定を行った旨等の事項を保護者に通知する必要があります。
74	市町村民税世帯非課税の取扱い	施設等利用給付認定において第3号認定を受けた認定子どもは、認定後の税更正により市町村民税世帯非課税者でなくなっても、認定期間内であれば施設等利用給付認定子どもとして施設等利用費を受給できるでしょうか。また、逆に、税更正により施設等利用給付認定第3号認定子どもの対象になる場合もありますが、市町村はこうした税更正への対応をどのようにしたらよいのでしょうか。（教育・保育給付認定第3号認定子どもの保護者負担額についても同様、自治体向けFAQ[第17.2版]No.136と関連）	税の更正がされた場合、最大5年前まで税額の修正ができますが、国の教育・保育給付の給付額の精算基準としては、利用者負担額の根拠となる税の更正が分かった翌月から更正された税額による利用者負担額を適用し遡及は行っていません。また、市町村の判断で、更正後の利用者負担額を当該年度分は遡及して適用するなどの取扱いをすることは妨げていません。施設等利用給付においては、税更正により市町村民税世帯非課税者でなくなった場合は、第3号認定の要件が消滅することとなりますので、市町村は法第30条の9第1項により認定を取り消すことができます。その場合、更正が分かった翌月から取り消すものとし、給付費の精算についても遡及は行わないものとします。反対に、税更正により施設等利用給付認定第3号認定子どもの対象になる場合は、みなし認定の対象者の場合も含め、保護者が居住する市町村に認定の申請を行うものとし、認定の効力は認定開始日からとして、遡及は行わないものとします。

75	認定開始日の遡及について	施設等利用給付認定の開始日は、認定の申請日より前に遡及することはできませんか。	教育・保育給付と同様に、施設等利用給付認定についても、特定子ども・子育て支援施設等を利用する前の認定の申請を基本としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません。 反対に、何らかの瑕疵により保育の必要性を認定した場合など、後日瑕疵により認定を取り消す場合は遡及して取り消す場合があるものと考えます。	
76	保育所等入所保留者が新制度幼稚園を利用する場合の認定	教育・保育給付認定第2号を取得して認可保育所の利用を希望し、入所保留となった場合で、特定教育施設である幼稚園と当該園の預かり保育事業を利用することとした場合、当該子どもは法第30条の5第7項によれば、施設等利用給付第1号認定への「みなし認定」はできません。このような場合、市町村はどのようにすればよいでしょうか。	この場合は、幼稚園(新制度)または認定こども園(教育部分)の施設型給付費を受給するための教育・保育給付第1号認定への変更の申請と、当該園が行う預かり保育事業の施設等利用費を受けるための施設等利用給付第2号または第3号認定の申請を行っていただく必要があります。 なお、当該ケースは、認可保育所等への4月入所を希望された方に多く発生するものですので、教育・保育給付第1号認定への変更の申請と施設等利用給付第2号または第3号認定の申請を1枚の申請書により簡潔に手続きができるよう、国では「認定参考様式その3」を用意していますので、参考にして下さい。	
77	認定こども園における認定変更	認定こども園において、教育・保育給付の第3号認定子どもが、満3歳になった時点で教育・保育給付の第1号認定を受けて幼児教育・保育の無償化の対象者となり、満3歳になってから最初の3月31日を経過したのちに、第2号認定を受けようとする場合が想定されます。こうした場合に対して、市町村はどのように対応すれば良いのでしょうか。	このようなケースの場合、希望者が教育・保育給付第1号認定に切り替えても、住民税非課税世帯に該当し、別途施設等利用給付第3号認定を取得しなければ、預かり保育事業の利用は施設等利用給付の対象外であること、いったん教育・保育給付第1号認定に切り替えた場合には、別の3号認定の方が入所されることとなり、翌年4月になって再び第2号認定を取得しても同じ認定こども園の保育所部分を利用できるとは限らないことを説明することが必要と考えます。	

【5. 施設等利用費の給付】

No.	事項	問	答	備考
78	未移行幼稚園の支払方法	特定教育施設に移行していない(新制度未移行)の幼稚園を利用する方への施設等利用費の支払方法は、償還払い以外に法定代理受領が可能ですか。	現行の就園奨励費の支給事務の方法は市区町村によって様々であるため、今回の無償化にあっても、現行の就園奨励費と同様に、償還払いにするか現物給付にするかなど、居住地の市区町村が実情に応じて柔軟に支給方法を判断できることとしています。 一方、現物給付は、償還払いに比べ、 ・利用者は一時的な利用料の立替えが不要となり負担感が軽減される ・幼稚園は利用料徴収事務が、市町村は利用者への給付事務が不要となり事務負担が軽減される というメリットがあります。 国としても、給付交付金の支払いを早めることなど自治体や幼稚園の資金繰りを支援したいと考えています。	3-2修正
79	認可外保育施設の支払方法	認可外保育施設を利用する方への施設等利用費の支払方法は、償還払い以外に法定代理受領が可能ですか。	認可外保育施設の利用者においては、複数の施設を利用する可能性もあることから、利用者の申請に基づき一括して清算することができる償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて施設・事業者と調整し、法定代理受領とすることも可能としています。	3-3修正
80	未移行幼稚園の支払方法	新制度未移行の幼稚園における施設等利用費の算定方法・支給方法はどのようになるのですか。	新制度未移行の幼稚園の利用者に対する施設等利用給付における支給方法や支払回数については、市町村が償還払いが法定代理受領とすることを施設と調整することとなりますが、施設等利用費は月額単位で計算することになります。 具体的には、新制度未移行の私立幼稚園の場合、月額2.57万円を上限として、毎月の利用料が公費負担の対象となります。	3-9修正
81	預かり保育事業の支払方法	預かり保育事業の利用料について、月額上限額に達するまで保育料とともに不徴収(現物給付)としてもよろしいですか。	幼稚園(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部を含む。)の預かり保育事業については、市町村と園が調整・相談の上、不徴収(現物給付)とすることも可能です。ただし、預かり保育事業の施設等利用費の月額上限額を超える利用実績があった場合は、利用実績の確認後、当該利用者から差額分を徴収する必要があります。	3-5修正
82	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行の幼稚園における入園料は施設等利用費の対象になりますか。	新制度未移行の幼稚園の入園料については、これまでも教育に要する費用を賄うための費用として就園奨励費の補助対象とされてきたところであり、施設等利用給付においても、利用料の上限月額2.57万円の範囲内で無償化の対象に含まれます。 ただし、制服費やPTA会費など、通常教育・保育に要する費用とはいえない性質のものが入園料の中に含まれている場合、その部分については施設等利用給付の対象とはなりません。	3-8修正
83	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行の幼稚園について、幼児教育・保育の無償化実施後に転園した場合、転園先の幼稚園の入園料について無償化の対象になるのですか。	転園先の入園料も施設等利用給付の対象になります。 ただし、対象となる入園料は、当該転園先の幼稚園における在籍初年度において、実際に支払った入園料をその初年度における転園先の在籍月数で除すことで算定することになり、これと毎月の保育料を加えた額が月額2.57万円を上限として施設等利用給付の対象となります。	3-10修正
84	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行幼稚園の利用者が、入園初年度の途中で当該園に在園したまま市区町村を越えて転居した場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	新制度未移行幼稚園の利用者が、入園初年度の途中で当該園に在園したまま市区町村を越えて転居した場合、転居の前後で施設等利用費を給付する市区町村が変わりますが、それぞれの自治体に居住している期間における入園料や保育料は、月額上限額の範囲内で施設等利用給付の対象となります。 この際、入園料を転居前に支払っている場合であっても、退園や転園をしていないことから、転居後の自治体においても、支払った入園料を、転居前を含む入園初年度の在籍月数で除すことにより入園料の月額換算額を算定することになります。	
85	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行幼稚園において、入園料を入園前までに徴収している場合、無償化の対象となりますか。この場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	施設等利用費の給付対象期間は、利用者が当該施設を利用している期間ですが、利用者が新制度未移行幼稚園との契約等に基づき、入園料を入園前に支払った場合であっても、施設等利用給付の対象となり、入園料の月額換算額は、支払った入園料を入園初年度の在籍月数で除すことにより算定することになります。 逆に、入園料の支払いが入園後5月以降となった場合でも、4月から入園している場合は、4月を含めた入園初年度の在籍月数で月額換算額を算定することになります。	
86	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行幼稚園において、入園料を年度で分割して設定(満3歳で入園する時と、3歳児クラスに進級する時の2回払いなど)している場合、2回目以降の入園料は施設等利用給付の対象になりますか。この場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	新制度未移行幼稚園が入園料を年度で分割して設定している場合は、入園初年度分として支払う入園料に加え、2回目以降に支払う入園料も施設等利用給付の対象となります。この場合の月額換算額の算定方法は入園初年度と同様です。	

87	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行幼稚園の利用者が、入園初年度の月途中に入園・退園した場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	新制度未移行幼稚園において、月途中に園児が入園・退園した場合、無償化の月額上限額は、当該月における入園以降の開所日数や退園までの開所日数に応じて日割り計算を行うこととなりますが、給付額算定において保育料の支払い額を日割り計算しないことと同様に、入園料の月額換算額については日割り計算を行う必要はありません。	
88	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行幼稚園において、入園初年度に園児が休学した場合、入園料の月額換算額を算定する際の在籍月数に休学期間は含めるのですか。	新制度未移行幼稚園において、園児が病気や怪我等の理由により長期間にわたり継続的に休学している場合、その休学期間は「利用」に当たらないため、施設等利用給付の対象から除外することとなります。同様に、入園初年度に園児が休学した場合も、休学期間は無償化の対象とはならず、入園料の月額換算額は、支払った入園料を、休学期間を除く初年度の在籍月数で除すことにより算定することとなります。 なお、給付額算定において保育料の支払い額を日割り計算しないことと同様に、月途中に休学や復学した場合であっても、入園料の月額換算額の算定では日割り計算は不要です。	
89	未移行幼稚園の算定方法(その他)	例えば、2016年11月1日が誕生日の場合、年齢計算に関する法律上は誕生日の前日である10月31日に年齢が加算されますが、2019年10月31日から新制度未移行幼稚園に入園する場合、10月分の保育料から無償化の対象となりますか。	御指摘のとおり、学校教育法第26条については、幼児は満3歳に達する誕生日の前日から、幼稚園に入園及び通園をすることができるものと解されます。例えば10月31日付で対象となる子供が入園する場合には、月額上限額を日割り計算した上で、10月分の保育料や入園料(月額換算額)についても施設等利用給付の対象となります。 上記例で私立幼稚園の場合、10月分の月額上限額は、25,700円×1日÷10月の平日開所日数	
90	未移行幼稚園の算定方法(その他)	新制度未移行幼稚園について、国が示す施設等利用費の請求書雛形では「利用料の設定が月単位を超える場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して算定」することが示されていますが、例えば8月のみ保育料を徴収していない場合、8月は無償化の対象期間となりますか。	御指摘の例の場合、8月分の保育料のみ特定の月(複数月を含む。)と合せて徴収していることや8月以外の各月に平準化して徴収していることが原則上等で明確であれば、該当する月数で除すこと等の合理的な方法により、8月相当分を算出し施設等利用給付の対象とすることは可能です。 一方、8月分の保育料は発生していないという前提で料金設定しているのであれば、8月分は施設等利用給付の対象外となります。	
91	給付の請求先(自治体)について	居住している自治体とは別の自治体の幼稚園を利用している場合、利用者はどのように施設等利用費の請求を行うこととなりますか。	居住している自治体とは別の自治体の幼稚園を利用している場合についても、新制度の幼稚園と同様、保護者の居住市区町村に施設等利用給付の申請を行うこととなります。そのため、それぞれの園が在籍園児の居住市区町村ごとに申請書類をとりまとめた上で、当該市区町村に提出していただくこととしています。 なお、この場合の居住地とは、住民票の有無にかかわらず居住事実が認められる場所をいい、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所を指しますので、個別の状況を把握したうえで、市町村間において調整のうえ、ご判断いただくこととなります(平成31年2月13日 子ども子育て支援新制度 自治体向けFAQ(第17版)No.67参照)。	3-11修正
92	給付の請求先(自治体)について	保護者が事情により、やむを得ず住民票を移さずに他の市区町村に転居して認可外保育施設等を利用した場合、保育の必要性の認定や施設等利用費の給付は、住民票のある市区町村ではなく、実際に居住している市区町村が担当するのでしょうか。	現在の施設等給付においては、支給認定の申請は居住する市町村へ行うこととなっており、ここでいう居住地とは、住民票の有無にかかわらず居住事実が認められる場所をいい、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所、としています。施設等利用給付についても取り扱いと同様です。	3-12修正
93	給付の請求先(自治体)について	居住している自治体とは別の自治体の認可外保育施設を利用している場合、利用者はどのように施設等利用費を請求するのでしょうか。	居住している自治体とは別の自治体の認可外保育施設を利用している場合であっても、居住している自治体に施設等利用費を請求することとなります。	3-14修正
94	他の市町村に所在する特定子ども・子育て支援施設等の利用	施設等利用給付認定保護者が、他の市町村にある認可外保育施設を利用し、施設等利用費を請求したのですが、この場合でも市町村は施設等利用費を給付しなければならないのでしょうか。	施設等利用給付認定子どもが、認定を受けた市町村以外に所在する特定子ども・子育て支援施設等を利用する場合、その施設等が所在する市町村の確認を受けているのであれば、認定した市町村が認定保護者に対して施設等利用費を支給することとなります。	
95	一時的利用	認可外保育施設の利用は、保育の必要性の認定があれば、月極めではなく一時的な利用であっても施設等利用費の給付対象となるのですか。	月極めか一時的かといった利用形態に関わらず、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用してきていない方であって、保育の必要性がある場合は、認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで施設等利用給付の対象となります。	7-6修正

96	支給の頻度	施設等利用費の支払いについては、償還払いや法定代理受領が可能ですが、市町村は施設型給付等と同様に、毎月支払いをしなければならぬのでしょうか。	償還払いによる施設等利用費の支払いについては、市町村の実情に応じて決定するものですが、可能な限り、初年度は年内、遅くとも年度内に1回目の支給を行い、また、償還払いの頻度は年4回以上とすることが望ましいと考えています。 また、法定代理受領の場合の請求者は施設・事業となりますが、請求書には利用者全員分の利用実績等を個別に記入する必要がありますため、請求は1か月単位が妥当と思われます。 なお、国では償還払い、法定代理受領ともに、請求書参考様式を示していますので、参考にして下さい。
97	支給の頻度	施設等利用費の国庫負担分(子育てのための施設等利用給付交付金)は、施設型給付費等と同様に国から地方自治体に概算払いで交付されるのでしょうか。	国から地方自治体に支払われる子育てのための施設等利用給付交付金は、施設型給付と同様、交付決定後自治体からの請求に基づいて概算払いで交付される予定です。
98	過年度支出について	年度末(2・3月頃)の特定子ども・子育て支援施設等の利用に係る施設等利用費の請求が4月や5月にあった場合、出納整理期間内に施設等利用費の支払いが出来ないと考えられます。この場合、施設等利用費は翌年度予算で支払うことは差し支えないでしょうか。	施設等利用費は、利用した年度の予算で執行することが原則ですが、年度末の利用に係る施設等利用費の請求については、認定保護者や施設・事業者が請求書や添付資料を作成しなければならないことや、市町村における月額上限額の管理や領収証等の確認など、双方に一定程度の作業が必要なことから、翌年度予算での支払いとなっても差し支えありません。
99	過年度支出について	施設等利用費は、請求があれば、過年度の利用分も支払う必要があるのですか。また施設型給付等と同様に消滅時効の規定はありますか。	法第78条第1項は、これまで子どものための教育・保育給付を受ける権利、拠出金、徴収金を徴収する権利の時効を2年としていましたが、施設等利用給付を受ける権利についても同様とされました。
100	過年度支出について	施設等利用費は、過年度の利用分の請求を受けた場合でも市町村は支払う必要がありますか。また、この場合、過年度分の支払いについては、子育てのための施設等利用給付交付金の給付はありますか。	法第78条第1項に定める時効消滅前の施設等利用費の請求があった場合は、市町村は過年度の利用費であっても施設等利用費を給付する必要があります。 国から地方自治体に支払われる施設等利用費負担金は、基本的に自治体からの請求に基づいて毎月概算払いで交付される予定です。 過年度の未払い分を当該年度分で補てんすることは、現在の施設型給付等における過年度負担金実績報告訂正の事務に該当すると思われるが、施設等利用給付において同様の仕組みになるかどうかは現在のところ未定です。
101	標準時間・短時間認定について	保育短時間認定子どもの場合、幼児教育・保育の無償化は、時間内で計算するなど、個別の対応が必要でしょうか。また、施設等利用給付認定の場合も、保護者の就労時間等に応じて、標準時間・短時間による認定を行うのでしょうか。	保育短時間認定を受けて特定教育・保育施設や特定地域型保育事業を利用している場合、施設型給付費等において短時間の計算を行っており、幼児教育・保育の無償化(現物給付)について、1日の利用時間を個別に算定する等の手続きは必要ありません。 また、施設等利用費は1月につき限度額の範囲内で支給するものであり、施設等利用給付認定において、1日の保育必要時間を算定する考え方はありません。

102	日割り計算	<p>認定子どもが月の途中で施設・事業の利用を中止した場合、或いは月の途中から利用を開始した場合、施設型給付費等や保護者負担分においては日割り計算を行っています。施設等利用費においても日割り計算を行うのでしょうか。</p> <p>また、施設等利用費は特定子ども・子育て支援施設等ごとに月額限度額が異なりますが、利用施設・事業ごとに日割り計算の考え方は違うのでしょうか。</p>	<p>日割り計算の考え方は、全国共通した法則のもとで実施することにより、市町村をまたがる転居の場合でも、市町村は基本的に他の市町村と連絡調整する必要がないものと考えます。</p> <p>具体的には次の[1]～[3]のパターンとなります。</p> <p>[1]新制度未移行の幼稚園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部 ①途中で利用終了の場合の限度額=2.57万円(※)×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数 途中で利用開始の場合の限度額=2.57万円()×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数 国立大学附属幼稚園は0.87万円、国立大学附属特別支援学校は0.04万円</p> <p>注)開所日数について、夏休みなど長期休業中の場合は、園児に対する教育課程の活動を行っていても、職員が勤務しているなど閉所していない日数を含む。</p> <p>[2]幼稚園・認定こども園・国立大学付属幼稚園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業 ①途中で利用終了の場合の限度額=450円×幼稚園等退所日までの預かり利用日数(■) さらに認可外保育施設等が利用可能な場合=(1.13万円×転出日までの日数÷その月の日数)-■を加算 途中で利用開始の場合の限度額=450円×幼稚園等入所日以降の預かり利用日数(■) さらに認可外保育施設等が利用可能な場合=(1.13万円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数)-■を加算</p> <p>[3]認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業 これら施設・事業は、月額上限額の範囲内で複数利用が可能なため、日割り計算が必要になるのは、途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合となる。</p> <p>途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額=3.7万円×転出日までの日数÷その月の日数 途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額=3.7万円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数 日割りの日数は、施設等利用給付認定の期間内であることが条件</p>	
103	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	<p>幼稚園を利用する認定子どもが、当該園の預かり保育事業と認可外保育施設等を利用している場合、支給額が変わらないからといって施設等利用費の請求を「幼稚園+預かり保育事業+認可外保育施設」の利用分ではなく、「幼稚園+認可外保育施設」の利用分としてなされる場合が想定されますが、これは可能でしょうか。</p>	<p>幼稚園等(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部を含む。)の利用者のうち、保育の必要性が認められ施設等利用給付の2号又は3号の認定を受けた者が幼稚園等の利用料にかかる給付を受けず、認可外保育施設等の利用料にかかる給付を受けることはできません(No.37参照)。しかし、上記の利用者のうち、在籍する園が要件を満たして認可外保育施設等の利用料も施設等利用給付の対象となる者については、幼稚園等の利用料にかかる給付(月額上限2.57万円)を受けた上で、月額上限1.13万円(住民税非課税世帯の満3歳児は1.63万円)の範囲で、預かり保育事業と認可外保育施設についてどのような組み合わせで給付の請求を行うかは任意となります。したがって、保護者が事務手続きの簡素化のため、利用した預かり保育事業を請求せず、認可外保育施設のみを請求することも可能です。</p>	
104	給付額の利用者通知	<p>施設等利用費の支給額を決定した際に、利用者や事業者によるその支給額を通知する必要があるでしょうか。</p>	<p>認定保護者が償還払いを請求した施設等利用費について、市町村が請求した認定保護者に給付額を通知することは、特に認定子どもが多い市町村において、事務的に非常に負荷が高いものであることから、法令上に規定を設けておりません。また、特定子ども・子育て支援施設等が法定代理受領により受けた給付額は、特定子ども・子育て支援施設等が保護者に対して通知することが必要です。</p>	
105	法定代理受領	<p>法定代理受領による施設等利用費の受給額を、特定子ども・子育て支援施設等が認定保護者に通知する頻度は、毎月行わなければならないのでしょうか。</p>	<p>施設等利用給付は月額単位で支給することが原則であることから、認定保護者への通知も月額単位になると想定されますが、利用者への通知の取り扱いについては、毎月の通知が必要ということではなく、1年分をまとめて通知する取り扱いとすることも可能と考えます。</p>	
106	法定代理受領	<p>認定保護者が利用する施設・事業者による法定代理受領を拒み、償還払いを望む場合もありえると思いますが、施設等利用費の請求・支払い方法は、市町村が決定してよいのでしょうか。</p>	<p>子どものための教育・保育給付については、法第27条第5項等により、市町村は教育・保育に要した費用について、認定保護者に代わり特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業者に支払うことができる(法定代理受領)ため、その支払方法を市町村が決定することができるかとされています。</p> <p>施設等利用給付についても、法第30条の11第3項により法定代理受領が認められていますが、支払方法については、認定子どもの在籍数や施設等利用料と月額上限額の差額等に応じて、最も効率的と考えられる支払い方法を、市町村と特定子ども・子育て支援施設等が事前に調整し決定するものと考えます。</p>	

107	償還払い	認定保護者が、施設等利用費を償還払いにより請求する場合、施設・事業者が発行した任意の領収証等を添付すればよいのでしょうか。	償還払いの請求書に施設・事業者が発行した任意の領収証を添付するよりも、例えば市町村が指定した「領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」を施設・事業者が作成し、認定保護者が請求書にこれらを添付することにより、市町村の施設等利用給付の審査事務が効果的に行われると考えます。 そのため、国は「請求書参考様式その7-1-1・7-1-2 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」と「請求書参考様式その7-2 特定子ども・子育て支援提供証明書」を作成しましたので参考にして下さい。
108	特定子ども・子育て支援提供証明書	特定子ども・子育て支援提供証明書においては、預かり保育等を提供した日及び時間帯等を記載することとなっていますが、「提供した日及び時間帯」については子ども毎に実際の利用日と利用時間を網羅的に記載する必要がありますか。	同提供証明書は、市町村における施設等利用給付額の算定の基礎となりますが、個別の利用日や利用時間の情報は給付額の算定において必須ではないため、「提供した日」については実際の利用日を含む提供期間を記載すれば足り、「時間帯」については標準的な利用時間を記載することで足りる。なお、「提供日数」については、実際の利用日数を記載して下さい。
109	申請者以外に対する支出	新制度未移行幼稚園の利用者に対する施設等利用費を償還払いで支給する場合、市区町村から一旦幼稚園に支出し、幼稚園から利用者に支払うことは可能ですか。	施設等利用費を償還払いする場合には、認定保護者など申請者本人に直接支給することが原則となりますが、例えば、特別な事情により認定申請者以外の者を給付の受取人とする場合や、幼稚園等の施設を通じて認定申請者に支払う場合には、あらかじめ受取人(幼稚園等を含む。)が認定申請者から給付金受領等に関する委任を取り付けておくことが必要となります。
110	国立大学附属幼稚園等	国立大学附属幼稚園や国立特別支援学校幼稚部の保育料等にかかる施設等利用費は国が全額負担することになっていますが、市区町村は歳出予算を計上することは必要ですか。	国立大学附属幼稚園や国立特別支援学校幼稚部の保育料等にかかる施設等利用費は国が全額負担することになっていますが、給付費の支給は市区町村で行っていただくため、市区町村においては給付する分の歳出予算を計上することが必要です。実際の給付に要した費用の財源は、国から交付され市区町村の歳入に計上されることとなります。

【6.教育・保育給付、就園奨励費等】

No.	事項	問	答	備考
111	教育・保育給付認定(1号)に係る地方単独費用	教育・保育給付認定第1号認定者に対する施設型給付については、幼児教育・保育の無償化を機会に地方単独費用分は無くなり、全額を国1/2、都道府県1/4、市町村1/4で負担すると理解してよろしいでしょうか。	教育・保育給付第1号認定子どもに係る施設型給付の支給に関する経過措置として設定しているいわゆる「地方単独費用部分」については、今回の幼児教育・保育の無償化に伴い見直すことは予定しておりません。 このため、地方単独費用部分については、引き続き都道府県と市区町村が折半して費用負担することになります。	
112	多子減免	現行の保育料多子軽減の制度は今後も続きますか、給食費のうち副食費が免除される世帯はどうなりますか、多子の算定基準はどうなりますか。	利用者負担額の多子減免については、満3歳未満保育認定子どもに引き続き適用され、小学校就学前までの範囲で多子を算定し、第2子は半額、第3子以降は無償となります(施行令第13条第1項及び第14条)。 また、施設で徴収される副食費の免除は、満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、年収360万円未満相当世帯と、世帯所得にかかわらず第3子以降が対象となります。多子の算定基準については、教育認定・特別利用教育であれば小学校第3学年修了前、保育認定・特別利用保育であれば小学校就学前までの範囲で算定します(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項)。	
113	多子減免算定基準	未移行幼稚園の副食費に係る補足給付事業における、多子軽減の算定基準はどのようになりますか。	現在の就園奨励費における多子減免の取扱いを踏襲し、小学校第3学年修了前を算定基準とします。	
114	2019年度の保育料の算定・通知	子ども・子育て支援新制度における2019年度の保育料の算定については、10月からの無償化の開始に先立ち、9月にも実施しなければならぬのですか。	利用者負担額の切り替え(所得判定)については、9月分から今年度の市町村民税所得割額を基礎として切り替えることが原則ですが、市町村が実情に応じて必要と認める場合には、当該切り替え処理を、2019年度に限り、10月分から特定教育・保育施設等の利用者負担額を0円とする処理と一本化し、10月分からとすることができるとするよう、法施行令で定めます。 なお、利用者負担額の切替は9月分からとし、幼児教育・保育の無償化への対応の処理は10月分からとする場合、認定保護者への利用者負担額の通知については、9月分からの通知においてまとめて行うことも可能です。 また、両方の処理を10月分からとする(一本化する)場合は、2019年9月分の保育料について、何らかの方法で通知が必要となることに留意が必要です。 なお、2020年度以降の利用者負担額の切り替え(所得判定)については、9月分から当該年度の市町村民税所得割額を基礎として切り替えることが原則です。	
115	利用料の通知	無償化により利用料が0円となった場合も、利用料の通知は必要ですか。	新たに特定教育・保育施設等を利用するときや、2歳児クラスから3歳児クラスに上がるときなど、利用者負担額に変更が生じる場合には、利用者負担額が0円になる場合であっても、その旨の通知を行う必要があります。 一方、現行制度においても、利用者負担額に変更がない場合には、通知する必要はないことを踏まえ、3歳児クラスから4歳児クラスになる場合など、利用者負担額が0円のまま変更がない場合には、通知を行う必要はないと考えています。	
116	就園奨励費補助	新制度未移行の幼稚園については、令和元年9月分まで就園奨励費補助が実施されるとのことですが、実績報告や交付額も同時期までに決定しなければならないのでしょうか。	令和元年度の就園奨励費補助の執行スケジュールも例年とほぼ同様、以下のとおり想定していますが、10月からの施設等利用費に係る執行事務のスケジュールも考慮しながら、柔軟に対応したいと考えています。 (令和元年度幼稚園就園奨励費補助金の執行スケジュール) 6月:事業計画書の提出依頼(7月×) 7月:内定、交付申請書の提出依頼(8月×) 9月:交付決定 11月:変更事業計画書の提出依頼(1月×) 1月:変更内定、変更交付申請書の提出依頼(2月×) 3月:変更交付決定 4月:実績報告	
117	市町村の単独補助事業分の取扱	新制度の幼稚園や私立保育所の保育料を、市町村の単独事業で補助している場合、この部分も含めて国の制度として幼児教育・保育の無償化の対象となるのですか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業においては、法施行令で定める利用者負担額を0円とすることにより、幼児教育・保育の無償化を行うこととなります。このため、これまで市町村が単独事業により利用者のさらなる負担軽減を講じてきた部分(政令で定める額と市町村が定める額の差額部分)についても、国や都道府県の負担が入ることになります。 なお、地方自治体において、既に独自に行っている無償化や負担軽減の取組については、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成30年12月28日関係閣僚合意)において、「今般の無償化が、こうした自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。」とされており、適切に対応いただきたいと考えています。	

118	利用料の支払方法	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する方への幼児教育・保育の無償化に係る費用の支払い方法はどのようになりますか。	現物給付となります。そのため、利用者は利用料を支払う必要がなくなります。	3 - 1修正												
119	副食材料費の補足給付事業	新制度未移行園の副食材料費に対する補足給付事業において、対象となる副食材料費についてはどのように算定すれば良いですか。	<p>補足給付事業における副食材料費については、実際に要した副食材料費相当額を算出することを基本としつつ、事業の実施主体である市区町村が合理的と考える方法で算出頂いてかまいません。食材の外部搬入を行っている場合など、副食材料費として実際に要した費用の算出が困難である場合には、例えば下記のような算出方法を探ることが考えられます。</p> <table border="1" data-bbox="875 311 1939 544"> <thead> <tr> <th>給食の実施方法</th> <th>副食材料費の算出方法(原則)</th> <th>便宜的な算出方法の可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自園調理(食材自己購入)</td> <td>必要経費が明確であることから、各園で「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数</td> <td>不可</td> </tr> <tr> <td>自園調理(食材外部搬入)</td> <td>外部搬入業者に依頼し、「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数</td> <td>例外的に便宜的な算出方法 可</td> </tr> <tr> <td>外部搬入</td> <td>外部搬入業者に依頼し、「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数</td> <td>例外的に便宜的な算出方法 可</td> </tr> </tbody> </table> <p>便宜的な算出方法の例 園における1食あたり給食費 × 「給食費に占める副食材料費相当額の平均的な割合」(市区町村に所在する他施設等の情報から推計。) 園における1食あたり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食材料費の割合」(市区町村に所在する他施設等の情報から推計。 仮に「保育所等の運営実態に関する調査」により推計すれば、「87%」。 一律230円 給付上限月額(4500円) / 1号通園日数(20日) 日額平均(230円)。</p>	給食の実施方法	副食材料費の算出方法(原則)	便宜的な算出方法の可否	自園調理(食材自己購入)	必要経費が明確であることから、各園で「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数	不可	自園調理(食材外部搬入)	外部搬入業者に依頼し、「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数	例外的に便宜的な算出方法 可	外部搬入	外部搬入業者に依頼し、「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数	例外的に便宜的な算出方法 可	
給食の実施方法	副食材料費の算出方法(原則)	便宜的な算出方法の可否														
自園調理(食材自己購入)	必要経費が明確であることから、各園で「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数	不可														
自園調理(食材外部搬入)	外部搬入業者に依頼し、「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数	例外的に便宜的な算出方法 可														
外部搬入	外部搬入業者に依頼し、「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数	例外的に便宜的な算出方法 可														
120	副食材料費の補足給付事業	新制度未移行園の副食材料費に対する補足給付事業における所得階層の判定は、いつ時点の所得について何月から適用させるような決まりはあるのですか。	<p>新制度未移行園の副食材料費に対する補足給付事業で補助対象となるのは、新制度園の教育・保育給付1号認定子どもに対する副食費免除対象に対する加算と同様に、小学校第3学年修了前までの第3子以降のほか、年収360万円未満相当世帯としており、この場合の所得階層を判定する保護者等の世帯所得の時期については、各市区町村で実施する支出方法などの事情により柔軟に決定できるよう国の補助要綱等を定める予定です。 このため、例えば、現行の教育・保育給付認定と同様に、6月に判明する当該年度分の市町村民税(4月から8月の利用分は前年度分の市町村民税)で判定したり、現行の就園奨励費と同様に、通年分を当該年度分の市町村民税で判定する場合も国庫補助の対象とする予定です。</p>													

【7. 預かり保育事業】

No.	事項	問	答	備考
121	基準・指導監督	幼稚園の預かり保育事業の基準の確認や指導監督は誰がどのようにして行うのですか。	幼稚園の預かり保育事業については、幼稚園教育要領に準じて実施されていることや必要な職員配置を行っていること等が市町村の確認に係る基準となりますが、市町村においては、認可権者による指導監督により同基準が満たされることを前提として、確認申請書類に記載された運営状況に基づき、書面において当該基準を満たすことを確認することとなります。市町村においては、都道府県による広域連携に資するよう、各園の運営状況に係る書類や確認の結果を所轄の都道府県に共有していただくようお願いいたします。 公立園については設置者、私立園については都道府県教育所管部局においては、市町村から共有された預かり保育事業の運営状況等を活用しつつ、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業(幼稚園型)を受託していない場合であっても、同事業と同様の基準を満たすよう、通常の指導監督の過程において各園に求めることとなります。幼稚園の預かり保育事業は幼稚園教育要領に基づく教育活動であることを踏まえ、都道府県等によるこの指導監督の基準については、幼稚園教育要領の解釈の一環として都道府県教育所管部局等に通知を発出する予定です。	
122	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	当初予定していなかった事情により、幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件(預かり保育事業の開設日数等)に年度途中から該当することとなったり、該当しなくなったりした場合の取扱いはどうになりますか。	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件は、年度開始前に予定している年間計画で判断していただくこととなります。 このため、年度途中の突発的な事情により、開所時間や日数が予定と大幅に異なることをもって無償化の対象者を変更することはありませんが、申請内容の妥当性等を事後に検証できるよう、預かり保育事業の開設時間等が予定と大幅に異なることとなった経緯や理由について、幼稚園で整理しておくことが必要と思われれます。 なお、次年度以降も預かり保育事業の開設時間等が確認申請時と異なる見込みの場合は、あらかじめ市区町村に確認変更届を提出することが必要となります。	
123	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件(預かり保育事業の開設日数等)について、例えば、特定の曜日(毎週水曜日など)のみ、教育時間を含めて6時間の預かり保育事業しか行っていない場合の取扱いはどうになりますか。	特定の曜日において、定期的に教育時間を含めた預かり保育事業の時間が8時間を下回る場合は、その他の曜日における預かり保育事業の時間が8時間を超える場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となります。	
124	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件(預かり保育事業の開設日数等)について、例えば、夏休みなど長期休業中のみ8時間未満の預かり保育事業しか行っていない場合の取扱いはどうになりますか。	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件のうち、「平日8時間以上」は、教育時間を含めた時間であり、教育課程に係る教育を実施している平日を想定しています。したがって、教育課程に係る教育を実施している平日に8時間以上の預かりを行っている場合で、長期休業中のみ8時間を下回る場合は、要件に該当せず、認可外保育施設等の利用は無償化の対象となりません。	
125	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	施設としては平日8時間以上、年間200日以上預かり保育事業を実施していますが、人材確保等の事情により、定員を超える利用希望を断ったり、利用者個別の利用日数を制限している場合は、認可外保育施設等の無償化対象要件に該当しますか。	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象とする際の要件は、全ての市区町村が簡便かつ客観的に判断可能なものである必要があることから、幼稚園が提供している預かり保育事業の開設時間や日数で判断することとしております。したがって、施設として平日8時間以上、年間200日以上預かり保育事業を実施している場合には、個人の個別の保育ニーズが満たされていない場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。 なお、預かり保育事業の長時間化・長期休業中の開所を十分な体制で実施できるよう、一時預かり事業(幼稚園型)の単価の充実や加算の創設を行っていますので、各自自治体におかれては一時預かり事業の補助単価の国基準への引き上げ等を積極的に御検討いただき、各幼稚園の預かり保育事業が保護者の保育ニーズに応えたものとなるよう積極的な支援を御願いたします。	
126	利用制限	無償化に伴い、預かり保育事業の利用者数の増加が予想されますが、定員を超える申し込みがあった場合、園の判断で利用を断ったり利用者の選定をすることは可能ですか。	各園が人員配置等を踏まえ設定する定員を超える預かり保育事業の利用申し込みがあった場合には、各園の判断で利用をお断りすることや、対象者を選定することは可能であると考えます。 ただし、保護者の保育ニーズを可能な限り満たすことが待機児童対策の観点からも重要であることから、国としては、長時間利用にかかる加算等の予算を充実させてきているところであり、このような予算の活用も含め、預かり保育事業の十分な提供に御協力いただきたいと考えております。	
127	算定方法	預かり保育事業の利用料を回数券として一括して購入させている場合、月額の利用料はどのように算定すればよいですか。その際、証拠書類として提出させる領収証等の扱いはどうになりますか。	回数券等により複数回分の利用料を事前に支払う場合であっても、月毎に、利用した回数分にかかる利用料相当額と、利用日数に450円を乗じた額を比較して小さい額が無償化の給付額となります。 この際、1回当たりの利用料金は、回数券等の料金を利用可能回数で除す(10円未満の端数は切り捨て。)ことにより算出してください。 なお、領収証自体は回数券等の代金を領収した際に発行することになると思われれますが、給付の請求時に記載する利用実績の確認が出来るよう、領収証のほか、特定子ども・子育て支援提供証明書を保護者に発行していただき、それを請求の際に提出させることが必要となります。	
128	算定方法	預かり保育事業の上限額にかかる日額単価は、長期休業期間を含めて同額(450円)であるため、利用時間が増加する長期休業期間で保護者負担が発生する可能性があります。保護者や事業者にとどのように説明すれば良いですか。	預かり保育事業の上限額にかかる日額単価は、保育料が長期休業期間中にも徴収されている実態や公定価格等の運営費補助が長期休業期間を含めた年間の各月に平準化されて措置されていることを踏まえ、年間を通じて同額(450円)としております。	

【8. 認可外保育施設】

No.	事項	問	答	備考
129	認可外保育施設	指導監督基準を満たさない認可外保育施設も幼児教育・保育の無償化の対象にしていますが、安全の観点から問題ではないですか。	<p>待機児童問題により認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない方に対する代替的な措置として認可外保育施設も幼児教育・保育の無償化の対象としました。</p> <p>原則、認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設が対象となりますが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために、5年間の猶予期間を設けています。</p> <p>一方で、今般の無償化を契機に、認可外保育施設の質を確保し、向上していくことが重要です。このため、児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等を図ることとしています。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知 ・ 認可外保育施設が守るべき基準の内容についての助言などを行う「巡回支援指導員」の配置の拡充や指導監督の手法・ルール ・ 明確化等による、現行の児童福祉法に基づく都道府県等による指導監督の徹底等 ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可に移行するための運営費の補助等の支援 ・ ベビーシッターの指導監督基準の創設 <p>などの取組を行っています。また、都道府県等の指導監督の充実を図るため、関連事務に従事する職員配置への地方交付税措置として、今年度から、標準団体につき、担当職員1名が増員されました。</p> <p>また、市町村によっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童が多く、指導監督基準を満たさない施設を利用せざるを得ない地域がある一方、 ・ 待機児童がわずか、現在でも指導監督基準を満たさない施設を利用していない地域があります。 <p>このため、5年間の経過措置期間中は、待機児童や認可保育所の整備状況などを勘案し、市町村が特に必要と認める場合には、条例に定めた基準を満たす施設に無償化の対象を限定できる旨の特例を、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則に設けています。また、認可外保育施設等の状況把握や償還払いなどの無償化に係る事務費については、経過措置期間(2023年度まで)に係る費用相当額を国費負担するべく措置を講じます。</p>	1 - 19修正
130	認可外保育施設	認可外保育施設等においては、5年間の指導監督基準に関する猶予期間がありますが、この5年を経過した後に指導監督基準を満たしていない施設については無償化の対象から外れることになるのですか。	<p>無償化の対象となる認可外保育施設は、原則として指導監督基準を満たす必要があり、5年間の猶予期間については、指導監督基準を満たさない認可外保育施設を利用している子供が存在することを踏まえ、あくまでも特例的に設けられたものです。このため、5年間の猶予期間のうちに指導監督基準を満たしていただくことが重要と考えております。仮に5年を経過した後に指導監督基準を満たしていない施設については、無償化の対象から外れることとなります。</p>	
131	認可外保育施設	認可外保育施設について、5年間の経過措置期間中においても幼児教育・保育の無償化の要件は何もないのですか。	<p>5年間の経過措置期間はあるものの、認可外保育施設の質の担保は無償化に当たっての重要な課題と考えています。</p> <p>認可外保育施設については、適正な保育内容や保育環境を確保するため、国において指導監督基準を定めており、都道府県等に原則年1回以上の立入検査を行うよう求めています。5年間の経過措置期間に関わらず、指導監督基準に適合していない施設については、認可外保育施設に対する指導監督権限を持つ都道府県等が指導、助言を行うことにより改善を図っていただくことが重要です。</p> <p>今般の無償化を契機として、認可外保育施設の保育の質の確保・向上に向けて、児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等を図ることとしています。引き続き、子供の保育環境の安全確保の観点から、現場を預かる皆様のご意見に十分配慮して、10月からの幼児教育・保育の無償化の円滑な施行に向けて検討を進めていきます。</p>	7 - 8修正
132	認可外保育施設	新たに創設されるベビーシッターの指導監督基準の内容はどのようなのですか。	<p>認可外の居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター)についての基準は、社会保障審議会児童部会「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」で議論いただき、従事者は保育士、看護師又は一定の研修を受講した者とする基準を子ども・子育て支援法施行規則に規定します。「一定の研修を受講した者」とは、施行規則では、「都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。))その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者」と規定し、認可の居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修の内容を基とする20時間程度の講義と1日以上の演習を基本とします。具体的に考えられる研修は、認可の居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修(地域保育コース)に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事がこれと同等以上のものと認めるものを考えております。引き続き、地方自治体による指導監督の方法等についても検討していきます。</p>	7 - 9修正
133	認可外保育施設	都道府県等が認可外保育施設に対する指導監督を着実に実施できるよう体制整備のために、国はどのような支援を行うのですか。	<p>国としては、指導監督基準の遵守状況等に関して指導・助言を行う「巡回支援指導員」の都道府県へ配置を支援するとともに、認可外保育施設の認可施設への移行促進策を強化し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設も含め、認可施設への移行を加速化します。</p>	

134	認可外保育施設	市町村が認可外保育施設等の情報を把握、確認するための方法はどのようになりますか。特に、県や市をまたがる場合の施設の情報をどのように把握、確認したらよいですか。	児童福祉法において、都道府県知事は、認可外保育施設の届出や運営状況の報告等の情報を、市町村長に通知することとされており、これを徹底するよう促してまいります。また、圏域を超えた情報共有については、幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の情報について、利用者の選択に資する情報を直接閲覧できるよう情報公表システムを今年度中に構築することとしており、当該システムを活用して、都道府県と市町村の認可外保育施設の情報共有を行っていただきたいと考えています。 なお、当該システムが構築されるまでの間の取り扱いについては、厚生労働省のホームページ上に、保護者への情報提供を目的とした各都道府県の認可外保育施設情報にリンクするページを掲載しております(https://www.mhlw.go.jp/content/000506743.pdf)ので、参考にしていただきたいと思いますと考えております。	
135	認可外保育施設	認可外保育施設等を特定子ども・子育て支援施設等として幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業としたのは、待機児童問題により認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子どもたちが存在するとのことですが、保育所等入所保留児童が存在している市町村のみが、認可外保育施設等利用者への施設等利用給付認定を行ったり、施設等利用費を支払うということなのでしょうか。	認可外保育施設において、保育の必要性があると認定され、無償化の対象となる方については、基本的には既に認可保育所の入所申し込みのために教育・保育給付の第2・3号認定を取得し、認可保育所等の入所申込みを行った方であるとと考えています。 ただし、保育の必要性はあるものの、認可保育所では就労している時間帯(例えば、深夜帯)の保育が行われていないなどの理由で、認可保育所に入所することをあきらめ、保育の利用申込み自体を行わず、認可外保育施設を利用する方が一定程度存在することを踏まえ、教育・保育給付の第2・3号認定を取得している方に加え、施設等利用給付の第2・3号認定を取得した方についても、無償化の対象としています。 このため、全ての市区町村において、申請があった場合には、施設等利用給付認定などの手続きを行う必要があります。(施設等利用給付認定の申請のみを行う場合の運用上の取扱いについてはNo.64の回答を参照ください。)	
136	認可外保育施設の届出	児童福祉法の規定に基づく届出がなされていない施設は幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。事業所内の認可外保育施設や公立の認可外保育施設の取扱いはどうなるのでしょうか。	児童福祉法上、保育を行うこと等を目的とした施設について、認可を受けていないものは、親族間の預かりの場合等を除き、届け出なければならないこととされており、無償化の対象となる施設は、当該届出がなされていることが前提となります。 なお、これまで届出義務の対象外とされていた事業所内保育施設については、新たに7月1日から届出義務の対象とする児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を3月29日付けで公布しました。公立施設も同様の扱いとする予定です。 事業所内保育施設の届出に関しては、事務の標準化の観点から、以下の経過措置を設けており、7月1日の施行前でも、現行の届出様式を活用いただき、届出を受け付けていただくことは可能です。 施行日(7月1日)以前に開設している施設については、9月30日までに届出を行えばよい。 これまで、事業所内保育施設について届出を求めている都道府県もあると承知しており、施行前であっても法令に規定する届出事項に相当する事項を届け出ている場合は、改めての届出は不要。	
137	認可外保育施設の届出	幼児教育・保育の無償化に必要とされる認可外保育施設の届出は、これまで児童福祉法上必要とされてきた認可外保育施設の届出と同じものですか。無償化に伴い、新たな届出を別途出さなくてはならないのですか。	無償化の対象となる要件である「届出」は、児童福祉法の規定に基づく都道府県等への届出を指します。 児童福祉法に基づく届出が適正に行われたことを前提として、市町村が無償化に伴う給付を実施するにあたり、対象となる認可外保育施設に関する情報を把握・特定する必要があることから、市町村に対しても、確認のための申請を行っていただく必要があります。その際、届出と確認の内容は同様の内容となることが想定され、事業者の事務の簡素化の方策についても検討していきます。	7 - 3修正
138	認可外保育施設の届出	児童福祉法第59条の2による認可外保育施設事業者の届出が事業開始後となり、事業開始日から当該施設を利用している施設等利用給付認定保護者が、事業開始日から届出日までの間は施設等利用費の給付が受けられないことにならないよう、認定保護者の利益を鑑み、国として事業開始前の届出を促進する方策等はないのでしょうか。	新たに認可外保育施設を設置した場合は、事業開始後1カ月以内に届出を行うこととされていますが、施設等利用給付の対象施設・事業となるためには、都道府県への届出のほか市町村の確認を受ける必要があります。 こうしたことから、当該施設・事業を利用する認定保護者への施設等利用費の給付を考慮した場合、届出と確認が、事業開始日に行われている状態となるよう、都道府県・市町村が連携して、認可外保育施設等の指導にあたる必要があると考えます。	

【9. 施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設の基準を定める条例について】

No.	事項	問	答	備考
139	条例による対象範囲の限定	無償化の対象となる認可外保育施設について、市区町村が条例により、指導監督基準を満たす施設についても除外するなど、「指導監督基準を満たす施設」以上に対象範囲を限定することは可能ですか。	認可外保育施設については5年間の経過措置期間について、地域によって待機児童の状況や認可保育所の新設等の状況、指導監督基準を満たす認可外保育施設へ移行させる市町村の取組の状況等が異なることから、市町村が地域の保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案し、特に必要であると認める場合に条例を定め、対象範囲を定めることができることとしています。条例制定は、あくまでも5年間の経過措置期間中における認可外保育施設の対象範囲に係るものであることから、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の本則に規定する、「指導監督基準を満たす施設」以上に対象範囲を限定することはできません。	
140	条例制定と確認	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則第4条第2項において、施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設について、法施行日から5年間は市町村が条例で基準を定めることができるとしていますが、条例を制定した場合、法第30条の11でいう「確認」は、条例で定める基準を満たす認可外保育施設のみ実施すればよいのでしょうか。	質問にある条例を制定する市町村は、当該条例に定める基準を満たしていない認可外保育施設についても、法第30条の11でいう「確認」を行う必要があります。 すなわち、条例制定市町村以外の市町村に居住する認定子どもが、当該条例に定める基準を満たしていない認可外保育施設を利用した際には、施設等利用給付の対象になることから、全国に効力を発する「確認」は、たとえ当該条例に定める基準を満たしていないくても実施する必要があります。	
141	条例で対象となった施設等の確認	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則第4条第2項において、施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設について、法施行日から5年間は市区町村が条例で基準を定めることができるとしていますが、条例を制定した場合、条例を制定していない市区町村に所在する認可外保育施設が条例で定める基準を満たしているかどうかの確認はどの市区町村が行うのでしょうか。	条例を制定した市区町村の住民が、他の市区町村に所在する認可外保育施設を利用しており、条例で定める基準を満たしているかどうか確認する必要がある場合には、条例を制定した市区町村が、施設の所在地にかかわらず確認する必要があります。	
142	他の市町村に所在する施設の利用	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則第4条第2項において、施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設について、法施行日から5年間は市区町村が条例で基準を定めることができるとしていますが、その条例により施設等利用費の支給を行わないとされた施設を、条例を定めた市区町村以外の市区町村(条例は制定していない)に居住する認定子どもが利用し、施設等利用費を居住する市町村に請求した場合、その請求を受けた市区町村は施設等利用費を支払うことになるのでしょうか。	今回の仕組みでは、他の市の施設を利用する(越境利用する)場合であっても、通う施設がある自治体のルールではなく、施設等利用費の給付を行う居住する自治体のルールに従うことになります。 具体的には、 ・条例を制定した市町村の住民の場合、越境利用も含め、当該条例のルールが適用され、 ・条例を制定していない市町村の住民の場合、越境利用も含め、5年間の猶予期間中は認可外保育施設の届出があれば施設等利用給付の対象となります。 よって、質問の場合は、請求を受けた市区町村は条例を制定していないため、原則どおり施設等利用費を支払うこととなります。	
143	他の市町村に所在する施設の利用	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則第4条第2項において、施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設について、法施行日から5年間は市区町村が条例で基準を定めることができるとしていますが、この条例を制定した市区町村では、当該市区町村に居住する認定子どもが、市区町村外に所在している条例で定めた基準に適合していない認可外保育施設を利用した場合、施設等利用費を支払うことになるのでしょうか。	今回の仕組みでは、他の市の施設を利用する(越境利用する)場合であっても、通う施設がある自治体のルールではなく、施設等利用費の給付を行う居住する自治体のルールに従うことになります。 具体的には、 ・条例を制定した市町村の住民の場合、越境利用も含め、当該条例のルールが適用され、 ・条例を制定していない市町村の住民の場合、越境利用も含め、5年間の猶予期間中は認可外保育施設の届出があれば無償化の対象となります。 よって、質問の場合は、条例で定めた基準に適合していないため、施設等利用費は支払わないこととなります。	

【10. 一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業】

No.	事項	問	答	備考
144	施設等利用費における低所得者減免の取扱い	病児保育は、地域子ども・子育て支援交付金の低所得者減免分加算により、低所得者への減免と減免分の国の加算がありますが、施設等利用費は、こうした減免がある場合は減免後の利用料が対象になるのでしょうか。	地域子ども・子育て支援交付金の低所得者減免分加算の適用がある場合、施設等利用費は、減免後の利用料と月額上限額のいずれか低い方の金額になります。	
145	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	認定子どもが子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を利用する際、利用しようとする提供会員やアドバイザーが施設等利用給付の対象かどうかを確認する必要がありますか。また、提供会員はどのような事務を新たに行う必要がありますか。	ファミリー・サポート・センター事業の提供会員は、当該事業の利用者が無償化の対象かどうかについて確認する必要はありません。（同事業のアドバイザーについても同様です。） ただし、利用者が償還払いの申請を行う際に、利用内容や金額がわかる書類が必要となるため、提供会員については、領収証や活動報告書等に、これらを記載いただき、利用者に渡していただく必要があります。	9 - 6修正
146	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の届出や指導監督に関する制度の変更は予定されていますか。	ファミリー・サポート・センター事業については、現行においても社会福祉法上の規定により、第2種社会福祉事業として届け出ることとされており、これまで通り、当該規定に基づき、都道府県知事に届出が必要となります。また、指導監督については、同法第70条の規定により、都道府県知事が必要と認める事項の報告を求め、書類等进行检查し、事業経営の状況を調査することができるため、必要に応じ、当該調査が行われることになります。	9 - 7修正
147	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の「ひとり親家庭等への利用支援」の一環として、利用料の助成を行っている市町村で、無償化の対象となる利用者が当該助成を受けている場合、当該助成により減額された利用料が施設等利用費の対象となるのでしょうか。	そのような場合は、減額された利用料が無償化の対象となります。	9 - 8修正

【11. 企業主導型保育事業】

No.	事項	問	答	備考
148	追加認定の必要性	企業主導型保育事業を利用する場合、教育・保育給付第2号認定(3歳から5歳まで)や第3号認定(0歳から2歳まで)を受けていない子供が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、これらの認定を新たに受ける必要がありますか。	2号認定や3号認定を受けていない子供が企業主導型保育事業を利用する場合、従業員枠の利用児童については、事業実施者等により保育の必要性を確認することとなっているため、無償化の対象となるために、別途、市町村から2号認定または3号認定を受ける必要はありません。 一方、地域枠の利用児童については、事業実施者が、市町村による子ども・子育て支援法に定める保育所を利用するための支給認定(教育・保育給付認定)を受けていることをもって無償化の対象となる保育の必要性を確認することとし、地域枠の利用にあたって、2号認定または3号認定を受けていない場合は、新たに教育・保育給付認定を受ける必要があります。	4 - 9修正
149	地域枠の利用者	企業主導型保育事業の地域枠の利用者について、無償化の対象となる保育の必要性を確認した結果、就労時間が月48時間を下回るなど、市町村が規定する教育・保育給付第2号認定や第3号認定の要件を満たさない場合はどうなりますか。	企業主導型保育事業の地域枠の利用においては、一般事業主に雇用されている場合は、教育・保育給付第2号認定または第3号認定を受けていることを必須の要件とはしておらず、事業実施者が保育の必要性の確認を行っているところですが、無償化の対象となる保育の必要性の確認にあたっては、教育・保育給付第2号認定または第3号認定を受けていることをもとに確認を行うこととなります。したがって、当該認定の要件を満たさない利用者については、当該施設を利用することは可能ですが、無償化の対象とはなりません。	
150	企業主導型保育事業利用者の認可外利用	企業主導型保育事業の利用者が他の認可外保育施設等を利用した場合、月額3.7万円(3歳から5歳までの場合)を上限として、その差額について施設等利用費を請求することはできますか。	企業主導型保育事業においては、認可施設並みの保育を提供しているため、企業主導型保育事業の利用者については、新たな認定(施設等利用認定)を受けて新たな給付の支給を受けることはできません。したがって、企業主導型保育事業の利用者が他の認可外保育施設等を利用しても、認可保育所の利用者と同様に、当該認可外保育施設等は無償化の対象となりません。	8 - 1修正
151	指導監督状況の情報提供	企業主導型保育事業の指導監督の状況について、市町村に情報提供されますか。	公益財団法人児童育成協会(以下、協会)が実施する企業主導型保育施設への指導・監査の状況については、取りまとめの上、協会のホームページ上で公表しています。 また、自治体から照会があった場合や必要に応じて、協会から情報提供を行うこととしています。	
152	企業主導型保育事業利用者の把握	企業主導型保育事業の利用者については、事業主拠出金により無償化が行われることから、法第30条の4において施設等利用給付の支給対象から除かれていますが、市町村において、どのように企業主導型保育事業の利用者を把握するのでしょうか。	企業主導型保育事業の利用者の保護者を、施設等利用給付認定を申請することができない者とし、保護者が企業主導型保育事業の入退所時(小学校就学による退所は除く。)に、利用施設を通じて企業主導型保育事業の利用状況を居住地市町村に報告するものとするよう、内閣府令を定める予定。	
153	企業主導型保育事業としての範囲	企業主導型保育事業として助成決定を受ける以前から保育事業を実施していた場合、助成決定前に施設等利用給付認定子どもが利用し、認定保護者から施設等利用費の請求があった場合は、市町村はどのように対応すればよいでしょうか。	企業主導型保育事業として助成決定を受ける以前から保育事業を実施していた場合であっても、助成決定後は企業主導型保育事業として利用料が無償化されることとなりますが、助成決定前については、認可外保育施設として児童福祉法上の届出があり市町村が確認を行っている場合には、市町村は特定子ども・子育て支援施設等として取り扱うこととなります。	
154	標準的な利用料	企業主導型保育施設において利用者から徴収している実際の利用料が、保育の質の向上のために「標準的な利用料」を上回っている場合、あるいは事業実施者の負担により利用料を軽減しており、「標準的な利用料」を下回っている場合の取扱いはどうなりますか。	企業主導型保育事業における利用者負担額の設定にあたっては、要綱等に規定する標準的な利用料(利用者負担相当額)を利用者負担額として設定することを原則としていますが、あらかじめ保護者の同意を得た上で、保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価や、保育において提供される便宜に要する費用について徴収することが可能となっています。また、企業主導型保育事業は、従業員等に対する福利厚生側面があることを踏まえ、企業の負担により利用者負担を引き下げることが可能な仕組みとしていただいております。 実際に各施設で利用者から徴収している利用料が、要綱等に規定する標準的な利用料(利用者負担相当額)を上回っている場合、あるいは下回っている場合、いずれの場合であっても、要綱等で定めた標準的な利用料(利用者負担相当額)が無償化の対象となります。	
155	市町村への確認申請	企業主導型保育施設についても、他の認可外保育施設と同様に、市町村に確認の申請を行う必要がありますか。	企業主導型保育事業は、実施機関において、職員の配置基準や施設基準など認可施設並みの基準を満たしているかどうかを審査した上で助成決定を行い、実施機関から施設に対し、事業主拠出金を財源とした、整備費、運営費の助成を行っていることから、改めて、自治体の確認は求めないこととしております。 具体的な給付の方法としては、実施機関から施設に対し、これまで控除していた利用者負担相当額分を含めて助成を行うこととしております(利用者負担相当額分を控除せずに助成する形で、施設が代理受領する)。	

156	企業主導型保育事業における病児保育・一時預かり	企業主導型保育事業の事業者が、企業主導型保育施設で実施している病児保育や一時預かりの利用についても、無償化の対象になりますか。	企業主導型保育施設において、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日付け雇児発0717第12号)」や「一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号)」に定められている要件を満たして、病児保育事業や一時預かり事業を実施する場合、「病児保育加算」や「預かりサービス加算」の対象としているところです。また、これらを実施するには、児童福祉法の規定に基づき、あらかじめ都道府県知事に届出を行うこととしています。 認可保育所や認定こども園を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、地域子ども・子育て支援事業による病児保育事業や一時預かり事業と同様に、企業主導型保育施設で実施する病児保育や一時預かりの利用についても、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで無償化の対象となります。 ただし、企業主導型保育事業の利用者が、病児保育や一時預かりを利用しても、認可保育所の利用者と同様に、当該事業を利用した際の利用料は無償化の対象となりません。	
157	企業主導型保育事業における病児保育・一時預かり	企業主導型保育施設で実施している病児保育や一時預かりについて、市町村に確認の申請を行う必要がありますか。	市町村が無償化に伴う給付を実施するにあたり、対象施設等に求める基準(教育・保育等の質に係る基準)を満たしているかどうか、市町村が把握(確認)する必要があり、企業主導型保育施設で実施している病児保育、一時預かりについても、施設・事業者は確認のための申請を市町村にする必要があります。 この場合、一時預かり事業については、関係法の設置基準や事業基準が適用され、市町村は、適法な届出がなされた施設・事業かどうかを確認することとなります。また、病児保育事業については、市町村は、対象施設等が現行の指導監督基準や地域子ども・子育て支援事業を行う際に求めている基準と同様の内容を満たしているか確認することとなります。	
158	企業主導型保育事業における病児保育・一時預かり	企業主導型保育施設で実施している病児保育や一時預かりの確認についても、市町村における簡易な確認手続きによることが可能ですか。	地域子ども・子育て支援事業の対象外で企業主導型保育施設が独自に実施している一時預かり事業や病児保育事業については、市町村は確認申請書並びに別紙・添付書類の提出を受け、適法な届出がなされた事業であり、基準に適合していることを確認する必要があります。	
159	企業主導型保育事業における食材料費	無償化の実施後、企業主導型保育事業における食材料費の支払いはどのように変わりますか。	企業主導型保育施設を利用する3歳以上の子どもの副食費については、これまで施設が保育料の一部として徴収していたところですが、無償化の実施後は認可保育所と同様に、主食費・副食費ともに施設が利用者から徴収することとなります。	
160	企業主導型保育事業における食材料費	副食費について、特定教育・保育施設と同様に、徴収の免除を行い、そのための新たな加算などを設ける予定はありますか。	企業主導型保育事業の標準的な利用料(利用者負担相当額)は、所得に関わらず年齢に応じて一律の金額設定となっているところですが、特定教育・保育施設において、年収360万円未満相当の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降の子について、副食費を免除する措置を講ずることとしていることを踏まえ、企業主導型保育事業においても免除のための措置を講じることを検討しています。	

【12. 食材料費等の取扱い】

No.	事項	問	答	備考
161	施設が徴収している経費の取扱	保護者から徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費は、施設等利用費の対象になりますか。食材料費については、認定区分間で負担方法が異なっていますが、取扱いを見直すのですか。	保護者から施設が徴収している経費は、無償化の対象とはなりません。 食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設からの徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持します。具体的には、幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供の食材料費については、主食費・副食費ともに施設による徴収を基本とします。ただし、生活保護世帯やひとり親世帯等については副食費の免除を継続するとともに、免除対象者の範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充します。また、新制度の対象とならない幼稚園においても、同様の負担軽減を図ることとします。 なお、保育所等の0歳から2歳までの子供は、無償化が住民税非課税世帯に限定されることから、現行の取扱いを継続します。	
162	施設等利用費の対象外経費	施設等利用費の対象外経費として、子ども子育て支援法施行規則第二十八条の十五第五号において、「特定子ども・子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの」とありますが、具体的にどのようなものが想定されますか。	御質問の費用は、特定子ども子育て支援そのものに要する費用ではなく、当該支援において提供される便宜に要する費用であり、例えば記念写真代、保護者会費といった経費が考えられます。	
163	副食費の徴収	副食費を施設が徴収することとする趣旨は何でしょうか。	食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、現行制度においても、保護者が負担することが原則であると従来から整理しており、基本的に施設からの徴収又は保育料の一部として保護者にご負担いただいています。 幼児教育・保育の無償化にあたり、「幼稚園・保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」の報告書（平成30年5月）において「保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。」とされたことを受け、1号・2号認定子どもの主食費・副食費ともに施設による徴収を基本とすることとしました。 なお、無償化の対象範囲が市町村住民税非課税世帯までに限られる3号認定子どもについては、現行の取扱いを継続することとしています。	11 - 1修正
164	副食費の徴収	幼児教育・保育の無償化の実施後、私立の認可保育所における食材料費の支払いはどのように変わりますか。	私立認可保育所を利用する2号認定子どもの副食費については、これまで市町村が保育料の一部として徴収していましたが、今後は、2号認定子どもの主食費と同様に、施設が利用者から直接徴収することになります。	
165	低所得者世帯への配慮	副食費が施設からの徴収となることに伴い、低所得者世帯へは配慮がされるのですか。	2号認定子どもの副食費が施設からの徴収となることに伴い、低所得世帯等については、負担が増えないよう公定価格上の加算を設けるとともに、副食費を免除することとします。具体的には、現在、保育料が無償である生活保護世帯やひとり親世帯等()について、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続します。さらに、免除措置の対象範囲を、年収360万円未満相当の世帯まで拡充します。これにより、年収360万円未満相当の世帯の全ての子供及び全所得階層の第3子以降の子(多子のカウント方法はこれまでと変わりません。)が免除の対象となります。 生活保護世帯・里親、市町村住民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降の子	11 - 3修正
166	補足給付事業	現行の補足給付事業は継続されますか。	現行の補足給付事業のうち1号認定子どもに対する副食費の助成事業については、低所得世帯等の副食費の負担免除に伴う公定価格上の加算を設ける予定であることを踏まえ、廃止します。 また、現行の事業のうち、1号～3号認定子どもの教材費・行事費等の助成事業については、これまで通り継続します。 さらに、未移行幼稚園の給食費(副食費)についても、新たに補足給付事業の対象となります。	
167	低所得者世帯への配慮	副食費について、未移行幼稚園を利用する低所得者世帯への配慮は行われるのですか。	新制度未移行の幼稚園を利用する場合に徴収される食材料費についても、低所得者世帯の負担軽減を図る観点から、新制度幼稚園を利用し公定価格内で副食費の徴収が免除される対象と同じ世帯について、その副食費を地域子ども・子育て支援事業における補足給付事業の対象とすることにより負担軽減を図ります。	11 - 5修正
168	多子減免算定基準	未移行幼稚園の副食費に係る補足給付事業における、多子軽減の算定基準はどのようになりますか。	現在の就園奨励費における多子減免の取扱いを踏襲し、小学校第3学年修了前を算定基準とします。	

169	副食費の徴収額	副食費の施設による徴収額は施設によって異なると思いますが、一律に4,500円になるのですか。それとも施設ごとに任意の金額を徴収してよいのでしょうか。	副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなります。この際、これまで2号認定子どもの副食費は、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯があります。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後施設で徴収する額を設定するにあっても、この月額4,500円を目安とします。	11 - 6修正
170	特別食の提供に係る徴収	アレルギーのある児童への除去食や代替食等による対応に要する費用については、別に徴収することが可能なのでしょうか。	副食費の徴収額については、施設の子どもを通じて均一とします。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要はありません。なお、特別食の提供に係る費用のうち人件費等は食材料費には当たらず、給付費の中で措置されているため、保護者に負担を求めることはできません。	
171	副食費の徴収	児童の欠席や一定期間休園などの場合は、副食費の徴収はどのようにすればよいですか。	副食費の徴収額は、月額を基本とします。ただし、土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられます。なお、月途中の退園や入園の場合には、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えありません。	
172	免除対象者の届出制について	特定教育・保育施設等における副食費の徴収の免除対象者について、市町村において免除対象者の条件を周知した上で、免除対象者が免除の申請を行った場合のみ市町村民税課税額や兄弟構成を調査し、免除対象者として認めるといった手法をとることは差し支えありませんか。	特定教育・保育施設等における副食費の徴収免除対象者は、本来は免除の対象者の要件を満たしているのに、申請がないことによって徴収の免除対象者にならない方が出ることを防ぐため、市町村が課税状況や兄弟構成を調査の上決定するもので、申請によるものではありません。	
173	副食費の税更正への対応	副食費の免除対象者の判定は、判定後の税更正により市町村民税所得割課税額が変更になり、対象者でなくなったりあるいはその逆も考えられます。市町村はこうした税更正への対応をどのようにしたらよいのでしょうか。	国の給付額の精算基準としては、市町村が税の更正が分かった日の属する月の翌月から、更正された税額により徴収の免除対象者かどうかを判断することとし、遡及は行いません。なお、市町村の判断で、当該年度分は遡及して適用するなどの取扱いをすることは妨げませんが、国の給付額の遡及は行いません。	
174	副食費に含まれるもの	副食費の範囲はどこまでなのでしょうか。おやつ代、牛乳代、お茶代、調理員の人件費、調理器具の減価償却費、水道光熱費などは含まれるのでしょうか。	施設が徴収する副食費は副食の食材料費であり、具体的にはおやつや牛乳、お茶代を含みます。なお、調理員等の人件費、厨房設備等の減価償却費、水道光熱費は含みません。	
175	認可外保育施設等の副食費	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業における、食材料費の取扱いはどうなるのでしょうか。	国の制度における認可外保育施設等の副食費に対する低所得者負担軽減策はありません。	
176	「へき地保育所」の副食費について	へき地保育所については、制度上は認可外保育施設に相当しますが、特例保育を提供する事業所として、認定子どもは特例地域型保育給付を受けています。そのため、今回の幼児教育・保育の無償化に際しては、FAQ10のとおり、特定保育施設等と同様に、利用者負担額が無償化の対象になっています。別途、副食費に関するFAQ174では、「認可外保育施設等の副食費に対する低所得者負担軽減策はありません」とされているところですが、へき地保育所の副食費については、公定価格上の新たな加算により対応するという理解で良いのでしょうか。	へき地保育所の公定価格の設定においては、副食費に係る加算について特定教育・保育施設等と同様に適用して算定することとなります。	
177	未移行幼稚園の食材料費と保育料	新制度未移行の幼稚園の中には、「費用の区分なく単一の保育料として園則で定められるとともに保護者に対しても示されており、「同一学年の在園児全員から一律に徴収され、在園児全員に対する教育上必要なものに充当されるもの」であれば、保育料に給食費が含まれていても就園奨励費補助金の国庫補助対象となり得るもの（平成26年7月25日付文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡）」とされていたことから、保育料に給食費が含まれている園があります。令和元年10月から、保育料と食材料費を切り分け徴収しなければならないのでしょうか。	今般の幼児教育・保育の無償化では、全ての施設・事業に係る給付を通じて、食材料費・日用品費等（特定費用）については、無償化の対象となる利用料（特定子ども・子育て支援利用料）には含めることはできないため、特定子ども・子育て支援利用料と特定費用は切り分けて額を設定していただく必要があります。したがって、食材料費等の特定費用は特定子ども・子育て支援利用料とは別途徴収することが基本となると考えられますが、保護者に対して発行し、施設等利用費の支給の根拠資料となる領収証において両費用を確実に区分して記載することを前提に、保護者からは両費用を一体的に徴収することも可能です。なお、保育料とは別途徴収する場合、給食費は消費税が課税されることに御留意ください。また、食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、一部の減免等を除き、基本的に保護者にご負担いただく性格の費用と思われませんが、仮に給食代を徴収せずに給食を実施している場合は、食材料費にかかる財源を明確に示すなど、食材料費を無償化の対象から確実に除外していることを園から説明していただくことが必要となります。	

178	未移行幼稚園の食材料費と保育料	新制度未移行の私立幼稚園において、食材料費の徴収に伴い、保育料の変更を行う場合、学則(園則)の変更を行う必要がありますか。	無償化の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)には食材料費を含めることはできないため、特定子ども・子育て支援利用料と食材料費は切り分けて額を設定していただく必要がありますが、学則(園則)に記載する保育料については、その内容について特段の定めがないため、給食費を含めた額を記載することも可能です。なお、その場合でも、保護者に対して特定子ども・子育て支援利用料とそれ以外の徴収費用を分かりやすく示すとともに、保護者に対して発行し施設等利用費の支給の根拠資料となる領収証において両費用を確実に区分して記載していただく必要があることに留意してください。 なお、学則(園則)上の保育料を変更した場合には、変更事由とともに学則(園則)変更の届出を都道府県知事に行う必要があります。(実費徴収額については、学則(園則)に記載する必要なし(各園の判断により、記載することも可能))
179	副食費の加算額	特定教育・保育施設等における副食費の施設による徴収の免除対象者分については、公定価格において新たな加算を設けるとのことでありますが、施設や事業によって徴収金額が異なったり、弁当持参の日がある施設・事業が存在する中で、新たな加算については均一の単価が設定されるのでしょうか。	新たな加算については、各施設における設定金額にかかわらず、次の単価について、児童の居住する市町村が各施設に通知した免除対象者の数に応じて請求・支給することを基本とします(告示及び通知を改正予定)。 ・第1号認定子ども...月額4,500円×(当該月における給食実施日数÷基準日数) 給食実施日数は、希望する子ども全員におかずを提供できる体制をとっている日に限る。基準日数は検討中。 ・第2号認定子ども...月額4,500円
180	副食費と加算の差額について	教育・保育給付第2号認定子どもについて、副食費免除対象者分の公定価格上の加算は月額4,500円で固定になるとのことでありますが、副食費の施設による徴収月額がこれを超える場合、免除対象者は加算の月額4,500円を超える部分を負担しなければならないのでしょうか。	今回の幼児教育無償化に伴う、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条の改正により、副食費の免除対象者について、食事の提供に要する費用の徴収を行うことは出来ないこととしています。
181	副食費と加算の差額について	教育・保育給付第2号認定子どもについて、副食費免除対象者分の公定価格上の加算は月額4,500円で固定になり、副食費の施設による徴収月額がこれを超える場合に、免除対象者からは超過分を徴収できないということですが、超過分については施設が負担することとなるのでしょうか。	保育所等において、副食材料費が月額4,500円を上回る場合であっても、幼児教育・保育の無償化実施前であれば公定価格から月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、施設等の運営費の中から捻出していると考えられます。 したがって、幼児教育・保育の無償化実施後、副食費免除対象者分について、新たに創設する加算による月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、これまでと同様に施設等の運営費の中から捻出できると考えられます。
182	公立保育所における副食費の徴収	副食費の施設による徴収は、公立保育所においても行わなければならないのでしょうか。その場合、徴収免除対象者分の副食費は市町村が負担することになるのでしょうか。	公立保育所においては、これまで副食費を公立保育所の使用料(保育料)に含めて徴収してきた経緯があることから、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、副食費については、別途、主食費や行事費と同様に施設(市町村)が徴収することとなります。また、徴収免除対象者分の副食費は、基準財政需要額(令和元年度に限り、子ども・子育て支援臨時交付金)に含まれる公立保育所の運営費に含まれるため、市町村において負担することとなります。
183	免除対象者の条例等への規定	幼稚園・認定こども園、保育所等における副食費の徴収免除対象者については、市町村の条例や規則等で規定するべきでしょうか。	特定教育・保育施設等における副食費の徴収免除対象者については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(内閣府令)」第13条第4項を改正し、保護者から徴収可能な費目から除外します。改正法の施行後1年間は、内閣府令で定めた内容を条例で定めたものとみなす経過措置を設けますので、市町村はその期間内に、法第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設等の運営に関する基準条例を内閣府令に従って改正することとします。

184	施設等における副食費徴収に係る事務費補助について	副食費の施設による徴収に伴い、特定教育・保育施設等に新たな業務が発生したり、業務システムの改修が発生する場合も想定されますが、施設において必要となる費用については、補助金等の制度はあるのでしょうか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営においては、これまでも内閣府令により上乗せ徴収や実費徴収を認めていることから、副食費の徴収事務は、基本的にこれまで施設・事業において実施してきた上乗せ徴収・施設による徴収事務の中で実施するものであり、事務費補助金制度を設ける必要があるものと考えてはおりません。
185	副食費の滞納債権管理について	副食費の施設による徴収について、未納者が発生した場合など、滞納債権管理については施設・事業者が対応するのでしょうか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営においては、これまでも内閣府令により上乗せ徴収や施設による徴収を認めており、滞納が発生した場合においても施設・事業が対応してきたものであることから、副食費についても同様の取り扱いとするものです。
186	市町村による徴収	私立の教育・保育施設及び特定地域型保育事業において、教育・保育給付認定子どもの副食費を施設・事業者が徴収するのではなく、市町村が代わりに徴収するなどの対応はできますか。	まず、市町村による副食費徴収に関する支援としては、利用調整の実施者としての立場からの関与と、児童手当受給者である利用者に対する、受給者の申出に基づく児童手当からの徴収が考えられます。 前者については、市町村は利用者の希望を踏まえて利用調整を行います。利用者が副食費を滞納する場合には、経済的な理由のほか、保護者と施設の間での意思疎通や信頼関係が、何らかの理由で損なわれている等の事情が生じているものと考えられます。このため、利用調整の実施者である市町村は、副食費の滞納がある保護者から事情を聞き、その理由や改善策、利用継続の可否等を検討することが求められます。このプロセスの中で、滞納している副食費についても保育所への支払いを促すことになります。受給者の申出に基づく児童手当からの徴収については、No.183の通りです。
187	児童手当からの徴収	児童手当受給者の申出に基づき、市町村は保育所等における主食費・副食費について、児童手当から徴収することはできますか。	児童手当法(昭和46年法律第73号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき、児童手当受給者が、児童手当を受給する前に、主食費・副食費の支払に充てる旨を申し出た場合には、各市町村の判断で、児童手当から徴収することは可能です。
188	保育料と実費経費の区分	認可外保育施設の事業者が保育料に実費(通園送迎費、食材料費、行事費など)を含めた額を利用料(保育料)として一括して徴収している場合、利用料と実費部分を区分させることが必要ですか。また、入園料については施設等利用費の対象になりますか。	認可外保育施設においても、保育料と食材料費などの実費(無償化対象外経費)を区分けしていただくことが必要です。また、入園料についても、無償化の対象とはならず、保育料とは別に徴収していただく必要があります。
189	マイナンバー	教育・保育給付第1・2号認定子どもの副食費免除対象者の判定や、新制度未移行幼稚園を利用する低所得者世帯への副食費の補足給付事業の実施に関して、個人番号(マイナンバー)を利用することは可能ですか。	課税情報や兄弟構成の確認のため、個人番号を用いて情報提供ネットワークシステムを活用する方法も考えられますが、教育・保育給付第1・2号認定子どもの副食費免除対象者の判定において、個人番号を活用することについては、次の理由から、番号法(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律)上の問題はありません。 ア. 今般の法改正前から番号法別表第1及び別表第2に「子どものための教育・保育給付」が位置付けられていること。 イ. 各施設に対し、副食費の徴収免除に関する情報提供を行う仕組みとすること(施行規則第7条の改正による)。 一方、新制度未移行幼稚園を利用する低所得者世帯等への副食費の補足給付事業対象者の確認等において、個人番号を活用することについても、現行の番号法別表第1において「地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」が位置付けられており、同表に基づく主務省令においても同事務が規定されていることから、副食費の加算や未移行幼稚園を利用する低所得者世帯への副食費の補足給付に関して、マイナンバーを利用することは可能です。 また、食材料費を施設による徴収としたこと等に伴う所得確認について、同一市町村内における、いわゆる「庁内連携」については、子ども・子育て支援法の改正法の施行の日から利用可能となります。 一方、市町村をまたぐ情報連携については、データ標準レイアウトの整備等所要の準備が必要になりますので、令和3年6月以降の予定です。なお、データ標準レイアウトの整備がなされるまでの間においては、公用照会を活用するなど、申請者に添付書類を求めるのは最小限にするよう配慮をお願いします。 なお、個人番号を使用する場合には、これらの事務に用いる電算システムの情報漏洩等のリスクを評価し、その対策を公表する必要性(特定個人情報保護評価:PIA)について検討する必要がありますが、公表の要否については、次のとおり整理することができます。 ① 既存の子どものための教育・保育給付の拡充と整理する場合で、新たに取り扱う事務が既存事務の「重要な変更」に当たると判断すればPIAが必要。当たらないと判断すればPIAは不要。 国の特定個人情報保護評価指針の別表に基づき、各市町村で判断することになります。 新規の事務として別個実施するものと整理する場合はPIAの実施が必要。
190	第2号認定子どもの副食費徴収対象者の範囲	副食費を施設が徴収する第2号認定子どもとは、満3歳以上は全て対象なのですか。それとも2歳児クラス在籍中は第3号と見なしている場合は、3歳児クラスに進級してからが徴収の対象となるのでしょうか。	第2号認定子どものうち、満3歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの期間にある子どもについて、子ども・子育て支援法施行令では「特定満3歳以上保育認定子ども」と定義しており、同施行令第4条～第13条第2項において、「特定満3歳以上保育認定子ども」の施設型給付費に係る利用者負担額(保育料)の上限は、満3歳未満の保育認定子ども(第3号認定子ども)と同じ取り扱いとしており、幼児教育・保育の無償化は、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した第2号認定子どもが対象となることから、副食費の施設による徴収も、これと同様の取り扱いとなります。

191	食材料費 関係	副食費は、第3号認定子ども(第19条第1項)は徴収の対象者ではない とのことですが、満三歳になった日から最初の3月31日を迎えるまでの 第2号認定子どもは含まれるという理解で良いでしょうか。	御指摘の年齢層を「特定満3歳以上保育認定子ども」と呼びますが、施行令で保育料(保護者負担額)を定めますので、副食費は 施設による徴収の対象外になります。	
192	副食費免 除対象者 の決定・通 知	市町村が副食費の免除対象者を選定する事務や、免除対象者である ことを通知する行為は、法令で市町村が行う行政処分という理解で良い でしょうか。	子ども・子育て支援法施行規則第7条の改正により、市町村は認定保護者と施設・事業者に対して副食費の免除に関する事項を通 知することとなります。	

【13. 質の向上を伴わない理由のない利用料の引上げ防止について】

No.	事項	問	答	備考
193	質の向上を伴わない利用料の引上げ防止対策(総論)	幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げ防止についてはどのように対応するのですか。	今般の幼児教育・保育の無償化は、幼児教育・保育における保護者負担の軽減を目的としていることから、質の向上を伴わない保育料の値上げが助長されることがあってはなりません。 国としては、広報等を通じて、事業者を含めた国民の皆様は無償化の趣旨を丁寧に説明したいと考えています。	12 - 1分割
194	質の向上を伴わない利用料の引上げ防止対策(未移行幼稚園)	新制度未移行の幼稚園における、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げ防止についてはどのように対応するのですか。	今般の幼児教育・保育の無償化は、幼児教育・保育における保護者負担の軽減を目的としていることから、質の向上を伴わない保育料の値上げが助長されることがあってはなりません。 国としては、広報等を通じて、事業者を含めた国民の皆様は無償化の趣旨を丁寧に説明したいと考えています。 近年の人材不足に伴う賃金の上昇や園児数の減少等を受け、私立幼稚園の保育料は上昇傾向が続いており、また今般消費税率の引上げに伴うコストの増加も予想される中、私立幼稚園の保育料の引上げ自体が一概に不適切なわけではないと考えられますが、国としては、関係団体や地方自治体等とも連携し、実態の調査及び把握についても検討してまいります。 なお、保育料の変更に当たっては、変更事由とともに園則の変更届出が必要であり、都道府県担当者においても変更事由について確認して頂くことが重要と考えております。	12 - 1分割
195	質の向上を伴わない利用料の引上げ防止対策(幼稚園の預かり保育事業)	新制度未移行の幼稚園の預かり保育事業における、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げ防止についてはどのように対応するのですか。	今般の幼児教育・保育の無償化は、幼児教育・保育における保護者負担の軽減を目的としていることから、質の向上を伴わない保育料の値上げが助長されることがあってはなりません。 国としては、広報等を通じて、事業者を含めた国民の皆様は無償化の趣旨を丁寧に説明したいと考えています。 幼稚園(認定こども園(1号)、特別支援学校幼稚部を含む。)の預かり保育事業については、利用者の中には無償化対象とならない方も多く含まれているため、園側として無償化に伴う値上げは実施しづらいと考えられますが、その上で、不当な値上げの防止に万全を期すため、無償化対象者とそれ以外で預かり保育料の設定に差をつけるのは不適切であること等を周知・指導する、市区町村に対する確認申請において預かり保育事業の利用料を記載していただくことなどを検討しています。	12 - 1分割
196	質の向上を伴わない利用料の引上げ防止対策(認可外保育施設)	認可外保育施設における、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げ防止についてはどのように対応するのですか。	今般の幼児教育・保育の無償化は、幼児教育・保育における保護者負担の軽減を目的としていることから、質の向上を伴わない保育料の値上げが助長されることがあってはなりません。 国としては、広報等を通じて、事業者を含めた国民の皆様は無償化の趣旨を丁寧に説明したいと考えています。 認可外保育施設の設置者は、利用者との契約時に、支払うべき額に関する事項も含めた契約書面を交付することとされており、利用料の値上げに際しては、その理由・内訳に関して、施設から保護者に対してきちんと説明が行われるべきと考えております。児童福祉法施行規則を改正し、認可外保育施設の設置者は、サービス内容や利用料を変更した場合には、変更の内容及びその理由を掲示することとしました。	12 - 1分割
197	質の向上を伴わない利用料の引上げ防止対策(一時預かり事業、病児保育事業)	一時預かり事業や病児保育事業における、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げ防止についてはどのように対応するのですか。	一時預かり事業や病児保育事業については、全ての利用者が無償化の対象となるわけではなく、保育の必要性認定を受けており、かつ、認可保育所等を利用していない者が、3.7万円の上限の範囲内で無償化の対象となるものであり、理由のない保育料の引き上げは考えにくいものです。 その上で、これらの事業は基本的には地域子ども・子育て支援事業として市区町村により実施又は市区町村からの委託等により実施されるものであることから、質の向上を伴わない保育料の引き上げがないよう、市区町村において適切に対応することが求められます。 また、国としても、広報等を通じて、事業者を含めた国民の皆様は無償化の趣旨を丁寧に説明したいと考えています。	
198	上乗せ徴収	主に特定教育施設で実施されている幼児教育の質の向上のための上乗せ徴収については、保育料の一部ですが無償化の対象となりますか。 また、本年10月の幼児教育・保育の無償化開始に伴い、考え方や取り扱い方法に変更がありますか。	特定教育・保育施設においては、法施行令の改正により、幼児教育・保育の無償化の対象者の公定価格上の利用者負担額が「零」となりますが、上乗せ徴収は無償化の対象とならず、これまで同様、保護者の同意を得て徴収可能です。上乗せ徴収の考え方や取り扱い方法については、幼児教育・保育の無償化実施後も特に変更するものではありません。	

199	届出対象施設になったことによる利用料の引上げ	<p>児童福祉法施行規則の改正により、企業が従業員のために設置する託児所等は、児童福祉法による届出対象施設になりますが、利用料について、これまで福利厚生の一環として設定していた利用料を施設等利用費の上限額まで値上げしようとする施設・事業者は、理由のある利用料の引上げと考えるとよいのでしょうか。</p>	<p>事業所内保育施設については、7月1日より認可外保育施設の届出の対象とする児童福祉法施行規則の改正を行っており、都道府県等による原則年1回以上の立入も行っていただきます。また、認可外保育施設の設置者は、サービス内容や利用料を変更した場合には、変更の内容及びその理由を掲示する改正も行っております。</p> <p>その上で、御指摘のようなケースは、質の向上のための値上げの可能性もあるため、一概に不適切な値上げとは言えませんが、幼児教育・保育における保護者負担の軽減を目的とする無償化の施行を契機に、質の向上を伴わない保育料の値上げが助長されることがあってはなりません。</p> <p>例えば、同一施設で、同一のサービスの提供を行っているにもかかわらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無償化対象の子ども(保育の必要性の認定あり)の保育料のみを値上げし、無償化の対象とならない子ども(保育の必要性の認定なし)の保育料は据え置き又は値下げを行う場合や、 ・3歳から5歳までの保育料のみを値上げし、0歳から2歳までの保育料は据え置き又は値下げを行う場合 <p>など、無償化対象者とそれ以外の者の利用料を分けて値上げを行う場合は、不適切な値上げと考えられます。</p> <p>こうした値上げが行われないよう、国としては、広報等を通じて、事業者を含めた国民の皆様は無償化の趣旨を丁寧に説明していきますが、自治体におかれても不適切と疑われる値上げの情報が寄せられた場合には、事業者は無償化の趣旨を丁寧に説明いただきたいと考えています。</p>	
200	利用料に係る実態把握	<p>新制度未移行幼稚園や認可外保育施設等の利用料に係る実態把握はいつ頃、どのように行うのですか。</p>	<p>新制度未移行の私立幼稚園については、2019年5月1日現在の保育料等の利用料やその増減状況、昨年度と比較して利用料が増加した場合の理由について、各都道府県の私立学校担当部局を通じ、2019年5月20日頃に調査を依頼し、7月末に調査票を回収する予定です。</p> <p>認可外保育施設については、実態の調査及び把握については、その手法等を検討中であり、地方自治体の皆様にもご協力をお願いしたい。</p>	

【14. 内閣府令で定める基準等】

No.	事項	問	答	備考
201	運営基準	各施設について定める「運営に関する基準」は、具体的にどのような基準ですか。	<p>特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準で定める内容としては、現時点では以下の内容を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・保育等の提供の記録 ・ 利用料や実費の徴収可能費目及び手続 ・ 領収証(無償化の対象経費と対象外経費の区分等)等の交付 ・ 秘密保持 ・ 諸記録の整備 <p>なお、ここでの基準は新たな給付の適切な実施に必要なものに限定的こととしています。現行の子どものための教育・保育給付とは異なり、利用定員やサービスの質に関する規定等は設けない予定です。</p>	
202	条例制定の要否	市町村は、現行の子どものための教育・保育給付についての確認と同様に、新しい給付についても施設の「運営に関する基準」の確認に関して、条例を制定することが必要ですか。	新しい給付については、市町村による条例の制定は不要としています。	
203	質に係る基準(認可外)	市町村が「確認」を行うに当たって、認可外保育施設が満たすべき教育・保育等の質に係る基準は、どのようなものですか。	保育に従事する者や保育内容等、現行の認可外保育施設指導監督基準(「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)別添)に定める内容を内閣府令で規定します。また、居宅訪問型保育事業の保育従事者は、保育士、看護師又は一定の研修を受講した者としてします。	
204	質に係る基準(幼稚園の預かり保育事業)	市町村が「確認」を行うに当たって、幼稚園の預かり保育事業が満たすべき教育・保育等の質に係る基準は、どのようなものですか。	<p>内閣府令で定める基準は以下の通りです。</p> <p>【配置基準】 3歳児 20:1、4・5歳児 30:1 (預かり保育園児数/処遇を行う職員数)</p> <p>【職員要件】 ・配置基準上必要になる担当職員の2分の1以上(当分の間、3分の1以上)を保育士、幼稚園教諭免許状所有者とすること。 ・担当職員について、預かり保育事業に従事している間は、専ら当該事業に従事すること。</p> <p>【教育内容】 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領又は特別支援学校幼稚園部教育要領に準じて行うこと。</p> <p>【設備】 食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。</p> <p>なお、職員要件において記載する「専ら当該事業に従事する」とは、担当職員が預かり保育事業に従事している時間は、預かり保育事業に専従するという意味であり、その他の時間に他の業務に従事することを妨げるものではありません。このため、例えば、教育課程担当職員が午前中は教育課程上の活動を担当し、午後は預かり保育を担当するような運用も可能です。 この場合、校務分掌や発令等により担当を明確にしておくことのほか、特に新制度幼稚園が一時預かり事業も受託している場合などにおいて、公定価格において必要教員として措置されている常勤職員を一時預かり事業の配置職員として二重で計上するなど、公費の二重給付とならないよう御対応いただくことが必要となることに御留意ください。</p>	
205	質に係る基準(一時預かり事業)	市町村が「確認」を行うに当たって、一時預かり事業が満たすべき教育・保育等の質に係る基準は、どのようなものですか。	一時預かり事業については、児童福祉法において、事業実施に際して基準の遵守義務が定まっており、具体的な基準については、児童福祉法施行規則第36条の35において、一般型・幼稚園型等の区分に応じ、設備基準や人員配置基準などが定められています。 なお、一時預かり事業の確認については、基本的に地域子ども・子育て支援事業として実施されているため、地域子ども・子育て支援事業の委託の際に合わせて確認を行うこと、簡略化した申請様式を用いること、市町村自身が実施する場合には、担当課同士で事業内容を確認した上で、問題がなければ公示手続きにおける決済等で代用すること等により、簡易な確認手続きをすることが可能です。また、子ども・子育て支援事業交付金の対象外の一時的預かり事業については、都道府県に適正な届出が行われている事業者かどうかを都道府県に確認いただく必要があります。	

206	質に係る基準(病児保育事業)	市町村が「確認」を行うに当たって、病児保育事業が満たすべき教育・保育等の質に係る基準は、どのようなものですか。	<p>病児保育事業については、地域子ども・子育て支援事業の「病児保育事業実施要綱」に準じた形で内閣府令に基準を設けておりません。具体的には、病児対応型、病後児対応型等の区分に応じ、実施場所(病児対応が単も場合には、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース等であって、観察室又は安静室の配置などの基準を満たしていること)や職員配置基準(看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置することなど)等を設けております。</p> <p>なお、病児保育事業の確認については、基本的に地域子ども・子育て支援事業として実施されているため、地域子ども・子育て支援事業の委託の際に合わせて確認を行うこと、簡略化した申請様式を用いること、市町村自身が実施する場合には、担当課同士で事業内容を確認した上で、問題がなければ公示手続きにおける決済等で代用すること等により、簡易な確認手続きをすることが可能です。また、子ども・子育て支援事業交付金の対象外の病児保育事業については、都道府県に適正な届出が行われており、基準に適合しているかどうかを確認いただく必要があります。</p>	
207	質に係る基準(ファミサポ)	市町村が「確認」を行うに当たって、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)が満たすべき教育・保育等の質に係る基準は、どのようなものとなりますか。	<p>市町村が無償化に伴う給付を実施するにあたり、対象施設等に求める基準を満たしているかどうか、市町村が把握(確認)する必要がありますが、ファミリー・サポート・センター事業については、援助を行う会員に対し、緊急救命講習(AED(自動体外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだもの)事故防止に関する講習の2つを実施していることを基準とする予定です。(実施要綱でも同内容を必須化するため、子ども・子育て支援交付金で運営費を申請いただく場合もこれらの実施が必要となります。)</p> <p>本事業の実施については、市町村又はその委託等を受けた者に限ることとされているため、市町村において受託者が当該基準を満たしているかを適時に把握できていることから、部局間の工夫により確認の手続は簡素に行うことができると考えております。実務上、利用者から償還払いの申請を受け付ける際に、当該申請に係る援助を行った会員の上記講習の受講状況を活動報告書等で確認し、未受講の場合は無償化の対象外とする方向で検討しています。</p>	9 - 9修正
208	対象経費の区分	認可外保育施設等を利用する認定保護者への施設等利用費の支給の際、施設・事業者が支払い審査に必要な書類等を提出しないこと等により、利用者が不利益を被ることがないよう法令等で対応しているのでしょうか。	<p>特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準では、領収証を施設等利用費の対象経費と対象外経費に区分することなど、施設等利用給付の適切な実施に必要な事項を定めています。</p>	

【15. 子ども・子育て支援事業費補助金】

No.	事項	問	答	備考
209	補助金の対象年度	円滑化事業とシステム改修等事業は、市町村の予算を事業遅延等の理由により翌年度に繰り越すことは可能ですか。	当該補助金は、年度末(3月31日)までに事業が完了したものが対象です。このため、事故繰越を除き地方自治体の予算を繰り越すことはできません。	
210	補助金の流用	円滑化事業とシステム改修等事業の事業間の流用は可能ですか。	事業間の流用はできません。	
211	交付の時期	円滑化事業とシステム改修等事業の補助金交付時期はいつですか。	交付額決定後、内閣府から都道府県に対して速やかに支払を行う予定です。市町村に対しては、都道府県から支払を行うこととなりますので、交付時期は都道府県により異なります。	
212	変更交付申請について	円滑化事業とシステム改修等事業の補助金交付額の変更申請はできますか。	当該補助金の交付申請は、補助金交付要綱の発出後1か月程度での締切を予定しています。ただし、都道府県での予算措置が間に合わないなど、このスケジュールで対応できない都道府県については、別途申請を受け付けますのでご相談ください。なお、当初交付決定後に追加で申請が必要となった場合は、適宜ご相談ください。	
213	配分額の計算に用いた人口	内閣府が示した市町村への配分額を算出した際に用いた人口は、いつ時点のものを基準としたのですか。	2019年5月現在で把握できるものとして最新となる、2018年1月1日時点の人口で算定しています。	
214	職員旅費の範囲	円滑化事業補助金の対象経費に「職員旅費」とありますが、「職員」とは、地方自治体の職員のことを指しているのでしょうか。	円滑化事業の「職員旅費」については、幼児教育・保育の無償化事務に従事する都道府県または市町村の職員(非常勤職員、臨時的任用職員を含む)が対象となります。なお、委託契約等により業務の一部を受託する事業者の従業員等の旅費は委託費から支出してください。	
215	円滑化事業の備品購入費の範囲	円滑化事業の備品購入費について、「取得価格10万円未満のものに限る。」とされていますが、これは備品1点当たりの価格と備品購入合計額のどちらですか。また、消費税込みの価格と考えてよいですか。	備品1点当たりの価格が消費税込みで10万円未満の備品が対象です。	
216	システム改修等事業の範囲	幼児教育・保育の無償化業務を処理する電算システムを改修ではなく、新規開発していますが、システム改修等事業の対象になりますか。	システム改修等補助金は、基本的に、幼児教育・保育の無償化の実施に起因する「システム改修」や「システム開発」に係る経費が対象です。	
217	システム改修等事業の範囲	現在使用しているBシステムでは無償化の実務に十分対応できないため、新たにCシステムを導入することでしたが、導入時期が今年12月となるため、幼児教育・保育の無償化施行後の10月と11月については、Bシステムの簡易な改修で対応することを予定しています。この場合、Bシステムの改修費用に加え、Cシステムの導入費用もシステムシステム改修等補助金の対象となりますか。	例えば、特定教育・保育給付関連の既存システムを改修し、施設等利用給付関連の部分を新規開発する場合など、「システム改修」と「システム開発」の両方を実施する場合は、その両方の経費が当該補助金の対象となります。	
218	システム改修等事業の範囲	システム改修に当たり、無償化に伴う改修パッケージを業者から購入する際に、公定価格マスターデータの購入に要する経費も補助対象としてよいですか。	幼児教育・保育の無償化の実務を行うために必要であり、当該システムの運用上、一体的に導入する必要がある場合は対象となります。	

219	システム改修等事業の範囲	就学前障害児の発達支援の無償化に要するシステム改修経費は、「幼児教育・保育無償化システム改修等事業」の対象となりますか。	就学前障害児の発達支援の無償化に要するシステム改修経費については、厚生労働省予算で措置されるため、本事業の対象外です。
220	システム改修等事業の範囲	幼児教育・保育の無償化の施行とともに、子ども・子育て支援給付に関連する地方単独事業を拡充するため、これらを合わせてシステム改修を行う場合も、システム改修費補助の対象になりますか。	地方単独事業と幼児教育・保育の無償化との関連性に合理的な説明が可能であれば、システム改修等事業の対象としても差し支えありません。
221	システム周辺機器等の対象事業	システム改修に伴って新たに機器類を導入する場合、その購入に係る経費は基本的にシステム改修等事業補助金の対象と考えますが、例えばOCR装置やプリンタ等、必ずしもシステム改修に伴うものではない機器類をリース・購入する場合は、円滑化事業を活用してもよいでしょうか。	システム改修等に伴って必要となる機器類に係る経費は、基本的にシステム改修等事業の対象です。必ずしもシステム改修等に伴うものではない機器類の導入に係る経費は、基本的に円滑化事業の対象です。
222	超過勤務手当や賃金の対象事業	超過勤務手当や賃金は、円滑化事業とシステム改修等事業の両方の対象経費になっています。 「システム改修等に特化した会議や作業」に係る手当や賃金は、システム改修等事業の対象と考えますが、「システム改修等のためでもあり、またシステム以外の無償化事務のためでもある会議や作業」に係る手当や賃金をシステム改修等事業と円滑化事業に分けることは困難ですが、どのようにしたらよいですか。	お見込みの通り、システム改修等に特化した会議や作業に係る手当や賃金は、システム改修等事業の対象です。 しかしながら、無償化事務に関する会議や作業が、部分的にシステム改修等の検討に繋がるという場合は十分想定されることから、こうした場合については、システム改修等事業と円滑化事業のどちらが相応しいか市町村の判断により活用することが可能です。
223	対象経費の歳出科目について	国の補助金交付要綱に記載されている対象経費の名称が、自治体の支出科目の名称と異なる場合でも、補助金の対象科目と見なしてよいでしょうか。	国の交付要綱で定める対象経費に当てはまると認められる場合であれば、自治体における支出科目が異なっても対象経費と見なして差し支えありません。 不明な点がある場合は、適宜ご相談ください。
224	システム保守委託料の取扱い	今回改修または新規開発の終了したシステムの保守に係る費用は、円滑化事業、システム改修等事業のどちらの交付対象になりますか。	システム改修等事業は、無償化に伴い必要となるシステムの改修等の導入時に係る費用を対象としています。 システムの保守委託料や使用料及び賃借料等については、改修等費用と一体的な契約になっている場合は、システム改修等事業の対象で構いませんが、システム改修等と一体的な契約でない場合は、円滑化事業で対象とすることも可能です。

【16. 臨時交付金】

No.	事項	問	答	備考
225	交付時期	令和元年度の都道府県・市町村の幼児教育・保育の無償化に係る負担分については、総務省から臨時交付金が交付されるとのことですが、臨時交付金はいつ交付されるのでしょうか。	臨時交付金は、令和2年3月に交付額を決定し、交付することとしています(子ども・子育て支援法附則第16条・17条)。	
226	交付額の決定方法	臨時交付金の交付額はどのように決定するのでしょうか。	令和元年10月分の基礎数値()に基づき算出した令和元年度における各地方団体の負担相当額により交付総額(2,349億円)を按分した額を交付することとしています。 所得階層別の児童数(所得階層毎の割合は無償化実施前の特定時点のもの)、施設等利用給付の支給額・支給対象児童数等。詳細については現在検討中。	
227	使途制限	臨時交付金には使途の制限があるのでしょうか。	臨時交付金は、子ども・子育て支援法の改正により地方の負担が増大することに対処するためのものであるため、使途を子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する地方団体の経費に限定しています(子ども・子育て支援法附則第20条)。	
228	臨時交付金の対象	令和2年3月分の認可外保育施設等の利用に対する給付申請については、翌年度の4月以降、利用者が申請を行なうため、出納閉鎖期間内に支出することは困難と考えられる。当該年度の利用にかかる給付を翌年度申請に基づき、翌年度予算で対応した場合でも、臨時交付金の対象となるのか。	臨時交付金の支給額は、令和元年10月分の基礎数値に基づき算出した令和元年度における各地方団体の負担相当額により交付総額を按分して算出するため、年度末の具体的な給付手続等に関わらず、当該令和元年度における負担相当額が対象となります。なお、認可外保育施設以外の経費についても同様です。	

【17.会計基準】

No.	事項	問	答	備考
229	使途制限	施設等利用費は、使途制限がないという理解でよいでしょうか、それとも、使途制限がかかり、経理手続を指導する必要があるのでしょうか。	使途制限はありません。しかし、質の向上を伴わない保育料の引上げが行われ、施設等利用費の公費負担により事業者の利益が賄われることがあってはなりません。	
230	会計処理	施設等利用費の支給に係る特定子ども・子育て支援施設等として確認を受けた場合、法人・設置主体別の会計基準等に則った会計処理となるのでしょうか、それとも、一律の会計処理が定められるのでしょうか。	法定代理受領ではなく、保護者が事後に請求し償還払いを受けた施設等利用費については、施設・事業所において特段の会計処理を求めることは想定していません。 なお、会計に関する記録を整備し5年間保存することが必要です(特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第61条)。この場合、法人・設置主体別に定められている各種会計基準に従って作成することで差し支えありません。	
231	法定代理受領	法定代理受領を行う場合、行わない場合のそれぞれについて施設等利用費にかかわる会計処理はどのようになりますか。	法人・設置主体別に定められている各種会計基準に従って会計処理を行い、必要な計算書類を作成することとなりますが、法定代理受領した施設等利用費に対応する科目の名称等の取扱いについては、令和元年度決算からの適用を念頭に、各法人制度等の担当部局と協議を進めた上でお示ししてまいります。	
232	施設型給付費等の教育・保育給付(私立保育所に係る委託費を除く。)	施設型給付費等の教育・保育給付(私立保育所に係る委託費を除く。)については、保護者から徴収していた利用者負担額が公費負担の施設型給付費等になりますが、引き続き使途制限はないのでしょうか。また、法定代理受領を行っていますが、施設型給付費等に係る会計処理に変更はないのでしょうか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業においては、法施行令の改正により、幼児教育・保育の無償化の対象者の利用者負担額が「零」となりますが、施設型給付費等の取り扱いに変更はありません。	
233	私立保育所に係る委託費	私立保育所にかかる委託費については、無償化前後で市町村が施設に支払う額に変更がありませんが、委託費及び経理手続の取扱いに変更はないのでしょうか。	特定保育所については、法施行令の改正により、市町村は満3歳未満保育認定子どもの保護者から保育料を徴収しないこととなります(施行令附則第6条による法附則第6条第4項の読替え)が、委託費の支払及び経理手続の取扱いには変更ありません。	

【18. 就学前の障害児の発達支援】

No.	事項	問	答	備考
234	対象範囲・ 要件につ いて	就学前の障害児の発達支援の無償化について、どのような施設が対象となりますか。	児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設()が無償化の対象となります。 また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象となります。 ()障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても同様の扱いとします。	
235	対象範囲・ 要件につ いて	就学前の障害児の発達支援の無償化の対象施設に障害児入所施設が含まれるのは何故ですか。	障害児入所施設においては、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから、入所施設についてもその利用者負担額(児童福祉法第24条の2第2項第2号)を無償化の対象とするものです。	
236	対象範囲・ 要件につ いて	就学前の障害児の発達支援の無償化について、措置による場合も無償化の対象となりますか。	措置による場合も無償化の対象となります。	
237	対象範囲・ 要件につ いて	就学前の障害児の発達支援のみを利用する場合、保護者が就労していないと無償化されないのでしょうか。	就学前の障害児の発達支援については、幼児教育・保育の無償化と併せて進めていくこととされており、保護者が就労していない場合についても、無償化の対象となります。	
238	対象範囲・ 要件につ いて	就学前の障害児の発達支援と幼稚園や認可保育所を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。	両方とも無償化の対象となります。	
239	対象範囲・ 要件につ いて	就学前の障害児の発達支援と認可外保育施設を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。	就学前の障害児の発達支援は無償化の対象となります。 これに加えて、認可外保育施設についても、保育の必要性があると認定された場合、無償化の対象(上限額は認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円))となります。	
240	対象範囲・ 要件につ いて	就学前の障害児の発達支援の無償化において、対象外となる費用はありますか。	食事の提供に要する費用や日用品費等、これまでも実費負担とされていた費用については、無償化の対象外です。 また、医療型児童発達支援センターや医療型障害児入所施設等で提供される治療にかかる費用(肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費)も、無償化の対象外です。	
241	その他	就学前の障害児の発達支援を利用する方への無償化に係る費用の支払い方法は、現物給付ですか、それとも償還払いですか。	現物給付となります。	

242	利用料等の算定方法について	就学前の障害児の発達支援の無償化の対象となった場合、高額障害児通所給付費等の計算はどうなりますか。	<p>算定基準額は、これまでと同様、低所得者以外は37,200円とする方向で検討中です。また、利用者負担世帯合算額については、無償化の対象施設に係る利用者負担はゼロとして算定する方向で検討中です。</p> <p>(例) 現行: 算定基準額 37,200円 / 利用者負担世帯合算額 60,000円 (利用者負担世帯合算額内訳) 障害福祉サービスの利用者負担 10,000円 障害児入所支援の利用者負担 30,000円(就学児) 障害児通所支援の利用者負担 20,000円 '高額障害福祉サービス等給付費 3,800円、 '高額障害児入所給付費 11,400円 '高額障害児通所給付費 7,600円 '$(60,000 - 37,200) \times 10,000 / (10,000 + 30,000 + 20,000) = 3,800$円(償還額) '$(60,000 - 37,200) \times 30,000 / (10,000 + 30,000 + 20,000) = 11,400$円(償還額) '$(60,000 - 37,200) \times 20,000 / (10,000 + 30,000 + 20,000) = 7,600$円(償還額)</p> <p>無償化後: 算定基準額 37,200円 / 利用者負担世帯合算額 40,000円 (利用者負担世帯合算額内訳) 障害福祉サービスの利用者負担 10,000円 障害児入所支援の利用者負担 30,000円(就学児) 障害児通所支援の利用者負担 0円(無償化) '高額障害福祉サービス等給付費 700円、 '高額障害児入所給付費 2,100円 '高額障害児通所給付費 0円 '$(40,000 - 37,200) \times 10,000 / (10,000 + 30,000 + 0) = 700$円(償還額) '$(40,000 - 37,200) \times 30,000 / (10,000 + 30,000 + 0) = 2,100$円(償還額) '$(40,000 - 37,200) \times 0 / (10,000 + 30,000 + 0) = 0$円(償還額)</p>	
243	利用料等の算定方法について	障害児施設等措置費に係る徴収金については、食費の提供に要する費用や日用品費等が切り分けられていませんが、徴収金についても実費相当分については引き続き徴収するのですか。	契約による利用の場合と同様、食事の提供に要する費用や日用品費等、これまでも実費負担とされていた費用については、無償化の対象外です。 そのため、実費相当分については徴収金から切り分けて、引き続き徴収することができます。	
244	無償化に係る国費補助について	就学前の障害児の発達支援無償化においては、電算システムの改修経費や初年度に要する周知費用については、同様に補助が受けられるのでしょうか。	システム改修経費については、平成30年度補正予算(22.3億円)を活用して対応することとしています。配分については、小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配分となるよう努めます。 また、初年度(令和元年度)に要する周知費用について、全額国費による負担として措置することとしています。	
245	国保連請求システム入力について	事業者の請求事務について、無償化対象児童に係る請求において、無償化対象児童ではないものとして請求を行う等、誤った請求を行った場合、どのようになるのですか。	自治体が国民健康保険団体連合会に審査支払事務を委託している場合は、システム上、受給者台帳と請求情報との突合結果によりエラーが発生し、再度請求を行う必要があります。 なお、国民健康保険団体連合会に審査支払事務を委託せず自治体で行っている場合は、特に制度開始当初や年度の切り替えの時期等、請求誤りがないかどうか十分ご留意いただきますようお願いいたします。	
246	事務手続きについて	無償化の対象となる障害児に係る受給者証については、制度開始と同時に対象児童である旨の印字が必要となりますか。	令和元年(2019年)10月時点において既に支給決定を受けている場合は、制度開始と同時に受給者証に無償化対象児童である旨の印字がされている必要はなく、受給者証の更新の際に順次記載いただくことで差し支えありません。 なお、令和元年(2019年)10月時点で受給者証に印字のない無償化対象児童については、受給者証の更新までの間、事業者がサービス費を請求する際、児童の生年月日により無償化の対象児童かどうかを確認し、請求を行うことを想定しています。 市町村の判断により、更新時期を待たずに一斉に印字を行うなど、市町村により印字時期の取扱いが異なる場合も考えられることから、事業者の事務に混乱をきたさないよう、受給者証への印字の実施時期等についてはあらかじめ管内事業者等に対し適切に周知いただくようお願いいたします。	

【19. その他】

No.	事項	問	答	備考
247	保育料を定める条例の改正の要否	無償化の実施に伴い、特定教育・保育施設の保育料を定めている条例を今年の10月までに改正する必要がありますか。	特定教育・保育施設の利用者負担額については、今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、政令(法施行令)を改正し、対象者に係る上限額を零としています。このため、公立施設をはじめ、特定教育・保育施設の保育料を条例で定めている場合においては、今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、これを改正する必要があります。	
248	市町村における運営基準改正の要否	市町村の定める特定教育・保育施設の運営に関する基準を今年の10月までに改正する必要がありますか。	幼児教育・保育の無償化に伴い、第1号・第2号認定子どもの副食費を、基本的に認定保護者が幼稚園や保育所等に支払うこととなりますが、年収約360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費については、その支払を免除するとともに、相当額を公定価格において加算することとしています。このため、食事の提供に要する費用の徴収に係る「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)」第13条第4項を改正し、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の第1号認定子ども・第2号認定子どもに対する副食費について、保護者から徴収可能な費目から除外する予定です。 内閣府令における徴収可能費目の定めは、いわゆる「従うべき基準」であり、各市町村において、子ども・子育て支援法第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準を、内閣府令改正に従って改正することとなりますが、市町村における準備期間を考慮し、改正法の施行後1年間は府令で定めた内容を条例で定めたものとみなす経過措置を設けます。市町村においては、経過期間中に当該条例を改正する必要があります。	
249	情報連携	子育てのための施設等利用給付などに係るマイナンバーを使った情報連携はいつから可能になるのでしょうか。	同一市町村内における、いわゆる「庁内連携」については、子ども・子育て支援法の改正法の施行の日から利用可能となります。一方、市町村をまたぐ情報連携については、データ標準レイアウトの整備等所要の準備が必要になりますので令和3年6月以降に開始の予定であり、追ってお知らせします。 なお、データ標準レイアウトの整備がなされるまでの間においては、公用照会を活用するなど、申請者に添付書類を求めるのは最小限にするよう配慮をお願いします。	
250	マイナンバー	マイナンバーを利用するために、必要な手続きはありますか。庁内連携条例の改正は必要ですか。	マイナンバーを利用して同一市町村内で保有する特定個人情報の内部利用を行うためには、庁内連携条例を整備する必要がありますが、マイナンバー制度創設時に国が示したモデル条例案通りに、番号法別表第2を引用する形で制定している場合には、条例改正の必要はありません。 また、マイナンバーを保有する前に情報漏洩等のリスクを評価し、その対策について公表する(PIA)必要があります。	
251	特定個人情報保護評価(PIA)	特定個人情報保護評価(PIA)はどのように行えばいいですか。	システムに係る利用者数等を勘案して、自治体の判断で、既存の子どものための教育・保育給付の拡充として実施することも、新規のものとして実施することも、いずれも可能です。 なお、既存の拡充として実施する場合、それが「重要な変更」にあたるかどうかは、特定個人情報保護評価指針の別表で定められていますので、そちらをご参照ください。	
252	番号法別表第二の主務省令	本市の庁内連携条例は、過去に国から示されたモデル条例案どおり、番号法別表第二を引用していますが、令和元年5月改正予定の政省令の中に、番号法別表第二の主務省令がありません。この場合、施設等利用給付事務においては、個人番号が使用できなくなると思うのですが、対応方法はありますか。	市町村の庁内連携条例が番号法別表第二を引用している場合は、改正法が成立・施行されれば庁内連携される内容が住民に対して明らかにされており、同表の規定が施行されることや同表の主務省令の公布・施行を必要とするものではないと解することは可能であると考えております。 これを踏まえ、特段の対応をすることなく、施設等利用給付の事務において、マイナンバーを利用することができると考えています。	
253	課税の取扱	現在、自治体単独で実施している認可外保育施設の保育料補助金は課税の対象とされていますが、無償化の給付についても同様の扱いと考えるとよいでしょうか。	未移行幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等の無償化に係る給付は、現行の施設型給付と同様に、租税公課の対象とはなりません。	
254	申請等事務の施設経由	幼稚園利用者が行う認定等の申請は、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用分を含め、幼稚園がとりまとめ市区町村に提出することとなっていますが、直接市区町村に提出することはできますか。	認定等の申請について幼稚園等を經由させずに、直接申請を行う場合は、市区町村において、幼稚園の在籍状況や他の申請との名寄せや突合等の事務が必要となり、事業実施者である市区町村の事務負担が非常に大きいと考えられます。 このため、私立幼稚園団体からも、各私立幼稚園に対して無償化の円滑な実施に向けた積極的な対応を呼びかけていただいているところですが、国としても、幼稚園経由で事務を行うことについて幼稚園関係者の理解を得られるよう丁寧な説明してまいります。	
255	東日本大震災に係る対応	今般の幼児教育・保育の無償化に関する事務は、施設型給付等と同様に「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住民移転者に係る措置に関する法律」に基づき指定市町村の事務を避難先団体が処理することができますか。	施設型給付費の支給事務等と同様に、指定市町村からの届出を受けた総務大臣による告示があれば、施設等利用費に関する事務についても、同法第6条第2項に基づく事務として避難先団体が処理する旨を各都道府県・市区町村に周知する予定としております。	